

多賀城市下水道事業経営戦略

【全体版】



2021-2030

令和3年3月

多賀城市上下水道部

目 次

1 経営戦略策定の趣旨及び位置付け	
(1) 多賀城市下水道事業経営戦略策定の趣旨	1
(2) 経営戦略の位置付け	1
(3) 経営戦略の概要と国からの要請	2
(4) 計画期間	2
(5) 企業債の借入手続きに係る要件化	2
2 多賀城市の現状と課題（事業概要）	
(1) 事業の現況	3
(2) これまでの主な経営健全化の取組み	4
(3) 経営比較分析表等を活用した経営の現状分析	5
(4) 下水道使用料の現状	8
(5) 下水道施設の現状分析	9
(6) 組織及び職員配置の状況	11
(7) 下水道事業の課題	12
(8) 参考：全国的な下水道事業の課題	12
3 経営戦略における経営の基本方針	13
4 経営戦略期間における具体的取組	14
(1) 水質環境等の向上	15
(2) 雨水施設の保全と整備	16
(3) 健全な下水道事業経営の維持	17
5 将来の事業環境（予定業務量等）	
(1) 人口及び水洗化人口の予測	18
(2) 有収水量及び総処理水量の予測	19
(3) 使用料収入の推移と見通し	20
(4) 下水道建設事業費の推移と見通し	21
(5) 企業債の推移と見通し	22
(6) 一般会計繰入金の見通し	22
(7) 組織の見通し	24

6 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画） 別紙 …………… 25（31～32）
- (2) 主な算定条件 …………… 25
- (3) 一般会計繰入金の主な算定条件 …………… 26
- (4) 長期収支見通し …………… 27

7 使用料の適正水準の検証等

- (1) 使用料の適正基準の検証 …………… 29
- (2) 社会資本整備総合交付金の交付要件化 …………… 29

8 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

- (1) 進捗管理 …………… 30
- (2) 情報公開・住民との連携 …………… 30

別紙 6(1)投資・財政収支計画表 …………… 31～32

1 経営戦略策定の趣旨及び位置付け

(1) 多賀城市下水道事業経営戦略策定の趣旨

下水道は、快適で衛生的な生活環境の確保のほか、浸水の防除や河川などの公共用水域の水質保全などに大きな役割を果たしており、市民生活に欠かすことのできない大切な財産であることから、長期的に安定したサービスの維持継続が求められています。

本市の下水道は、昭和53年の供用開始から42年が経過し、施設の老朽化が進行している現状から、今後、改築・更新需要の増加が見込まれる一方、超少子高齢社会の進行による人口減少に伴い、使用料収入の減少が見込まれており、厳しい経営環境に置かれることが予想されています。

このような情勢から、より一層の経営効率化・健全化に向けた取り組みが必要であり、令和2年度から下水道事業の会計方式を官公庁会計から公営企業会計へ移行し、資産と損益の状況を正確に把握し、経営状況の明確化を図ることとしました。

このため、公営企業会計への移行に伴い、経営の基本的な計画となる「下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）」を策定し、財政マネジメントの向上を進めるとともに、より計画的に施設整備を進め、市民の皆様が将来にわたり安心して下水道を利用いただけるよう経営の基盤を強化します。

(2) 経営戦略の位置付け

『多賀城市下水道事業経営戦略』は、「日々のよろこびふくらむまち 史都多賀城」を新しい時代の中において実現するための、中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

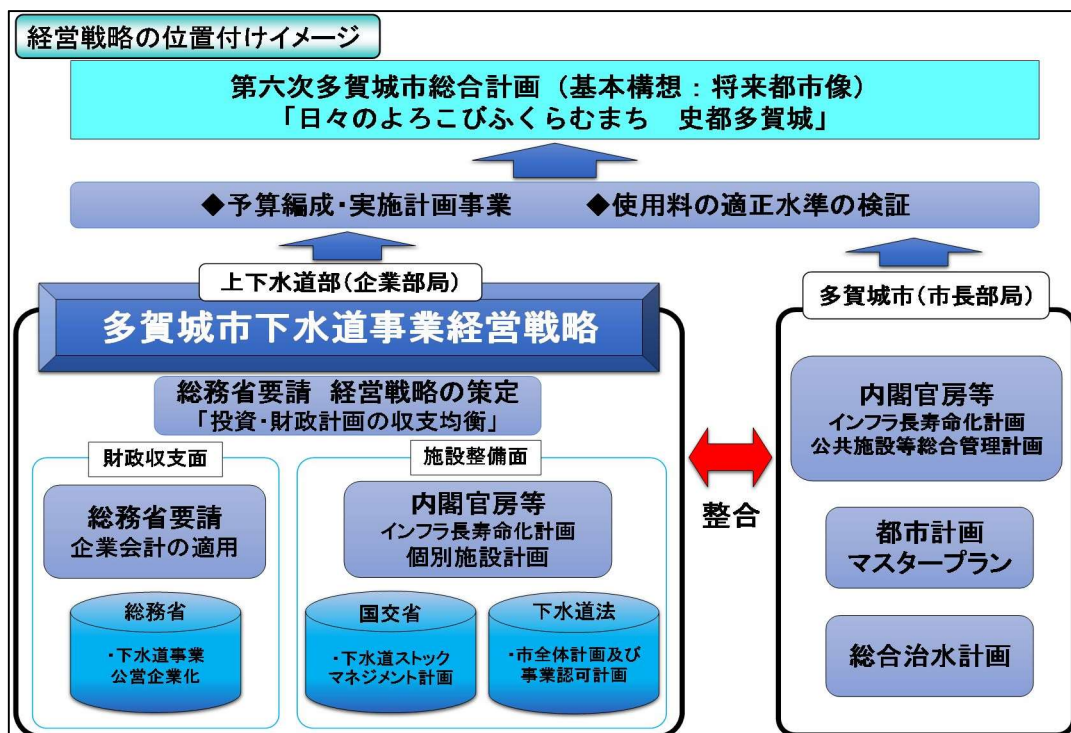


図 1-1

(3) 経営戦略の概要と国からの要請

『経営戦略』は、投資と財源の収支が均衡した「投資・財政計画」がその柱となり、策定にあたっては、十分に現状分析・把握を行ったうえで、中長期的な視点から将来予測を適切に行うとともに、財源試算からその実現性を検証し、効率化・経営健全化の取組み等について必要な検討を行い、経営戦略に反映して取りまとめを行います。

また、総務省からの通知に伴い、令和2年度末までに全ての公営企業を対象として、経営戦略を策定するように要請されています。

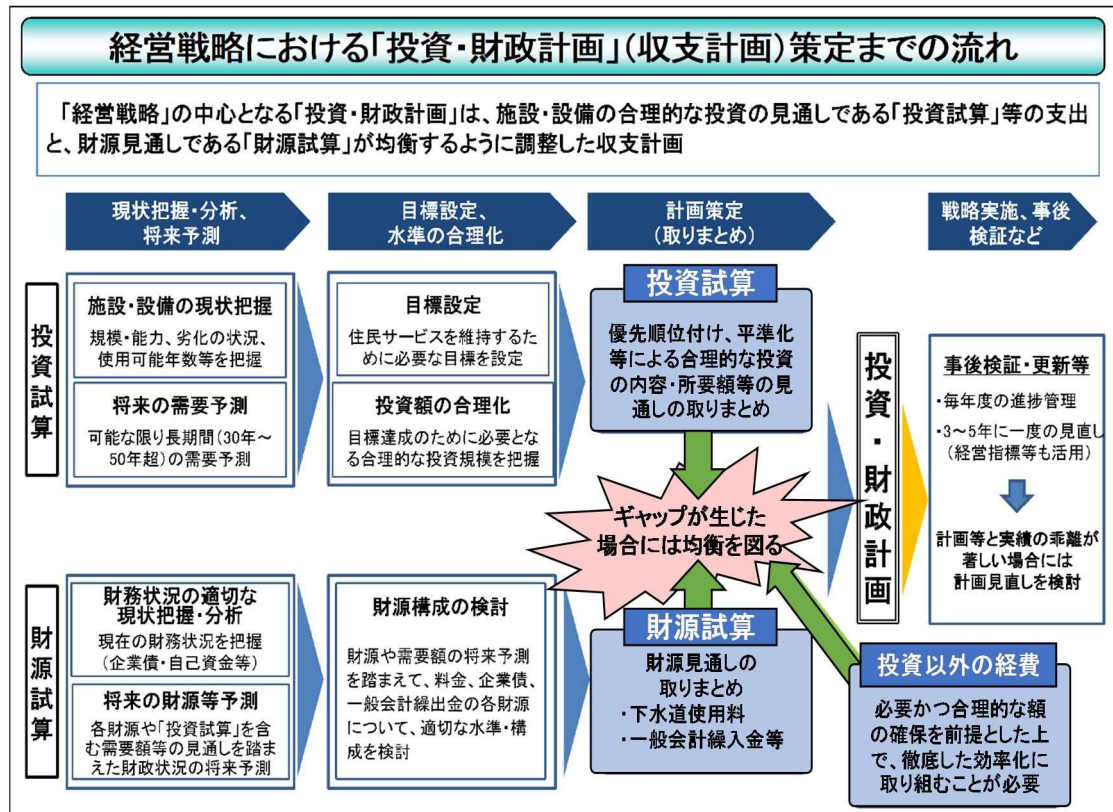


図 1-2

(4) 計画期間

計画期間は、予測の確実性の観点から『令和3年度～令和12年度』の10年間とします。

(5) 企業債の借入手続きに係る要件化

総務省からの通知に伴い、経営戦略の策定期限後の令和3年度からの公営企業債の借入手続きにおいて、当該企業債に係る収支計画を確認するための資料に経営戦略を活用することが検討されています。

(平成31年1月25日事務連絡「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」)

2 多賀城市の現状と課題（事業概要）

（1）事業の現況

ア 下水道事業の概要

（令和2年3月末現在）

区 分		年月日等	
法適用状況	地方公営企業法適用事業名	公共下水道事業	
	地方公営企業法適用方法	地方公営企業法施行令第1条第2項 全部適用	
	地方公営企業法適用年月日	令和2年4月1日	
普及状況	建設事業開始年月日	昭和48年3月30日	
	供用開始年月日	昭和53年6月1日	
	行政区域内人口 (A)	62,245 人	
	汚水事業	処理区域内人口 (①)	62,170 人
		水洗便所設置済人口 (②)	61,327 人
		普及率 (①÷A)	99.88%
		水洗化率 (②÷①)	98.64%
	雨水事業	全体計画区域面積 (B)	1,487.8 ha
		事業計画認可区域面積 (C)	1,187.0 ha
		整備済面積 (D)	769.1 ha
全体計画に基づく整備率 (D÷B)		51.69%	

イ 主要な施設の概要

（令和2年3月末現在）

区 分		平成31年度	
主要な施設	下水道管路延長	汚水	233 km
		雨水	73 km
	汚水マンホールポンプ施設		11か所
	雨水ポンプ場	市内	6か所
		市外	2か所
	終末処理場(平成30年度) 流域関連公共下水道 (宮城県仙塩浄化センター)	箇所数	1か所
		処理能力	222,000 m ³ /日最大
		処理水量	108,797 m ³ /日平均

(2) これまでの主な経営健全化の取組み

多賀城市下水道事業は、流域関連公共下水道として事業認可を受け、昭和48年3月から下水道整備を開始し、昭和53年6月から供用開始から42年にわたり「公共用水域の水質保全」や「浸水被害の軽減」を図ることを目的として事業展開してきました。

令和2年3月末現在では、処理区域内人口62,170人、普及率99.9%、水洗便所設置済人口61,327人、水洗化率98.6%に達し順調に推移してきました。

主な経営健全化の取組みについては、平成27年度から水道料金と併せて、下水道使用料等徴収業務の民間委託を実施し、経費の縮減に努めました。

また、総務省から平成31年度までに公営企業会計へ移行するように要請がなされたことに伴い、本市下水道事業においては、更なる経営の見える化や経営健全化を図ることを主眼に掲げ、令和2年4月から地方公営企業法の全部を適用するとともに、上下水道の組織統合を実施し、人件費など経費の抑制に努めました。

今後においても、これまで以上の経営の効率化、経営基盤強化を目的とした、経営改善や民間委託の活用に取り組んでいます。

■ 主な民間活力の活用実績や経営健全化の取組み状況

業務名等	年度	概要等
下水道使用料等徴収業務委託※ (水道料金等徴収業務委託) ※下水道事業から水道事業に対して業務委託を実施し、上下水道料金で徴収を実施	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金及び下水道使用料等の徴収に関連する窓口受付、開閉栓、メーター検針、調定、収納及び滞納整理等 委託期間 第1期 H27年度～H29年度 3年間 第2期 H30年度～ R4年度 5年間 選定方法 公募型プロポーザル方式
下水道事業において地方公営企業法の全部を適用	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計への移行を実施 総務省からの要請に基づき、地方公営企業法の全部を適用し、官公庁会計から公営企業会計への移行を実施
上下水道の組織統合	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 人工数の適正化及び人件費の削減 平成31年度の22人と比較し△4名の削減を実施 共通業務の集約化に伴う事務効率化及び経費削減(企業会計システムなど)

(3) 経営比較分析表等を活用した経営の現状分析

経営指標の傾向や類似団体との比較を基に各指標を評価し、分析を行います。評価については、次の3段階とします。

- A 現状では課題は特に見当たらない
- B 現状では悪化していないが、今後課題となりうる
- C 現状で悪化しているため、改善への取組みを進める必要がある

※ 類似団体平均は、総務省による分類（経営比較分析表：処理区域内人口3万人以上、処理区域内人口密度50人/ha以上、供用開始後30年以上の公共下水道事業）

※ 総務省が毎年公表している経営比較分析表は、平成31年度類似団体平均値等が公表されています。

※ 有収率については、経営比較分析表に掲載がないため、総務省が公表している「平成30年度 下水道事業 経営指標・下水道使用料の概要」の分類による類似団体平均としています。

【経営の健全性・効率性】

(1) 収益的収支比率（法適用後：経常収支比率）				評価 B	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	74.07%	(-)※	73.75%	(-)※	71.34%
指標の説明	使用料収入や一般会計繰入金等の経常的な収入で経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。 ※法適用企業と類似団体区分が同じであり、法非適用企業の収益的収支比率の類似団体平均等が算出されていないため、表示されていません。				
算定式	法適用企業	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	法非適用企業	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	
コメント	平成30年度は水需要の回復に伴い下水道使用料は増加しましたが、平成29年10月に行われた「総合行政情報システム」の更新に伴い下水道使用料徴収業務委託料も増加したことにより前年度比約0.3ポイント低下しました。 平成31年度については、令和2年度から公営企業会計への移行に伴う打切決算により下水道使用料収入が減少したため、前年度比約2.4ポイント低下しました。				

(2) 企業債残高対事業規模比率				評価 B	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	984.08%	(799.41%)	649.83%	(820.36%)	719.03%
指標の説明	企業債残高の規模を表す指標です。下水道使用料による収入（使用料収益）に対する企業債残高の割合となり、比率が小さいほど安全性が高いこととなります。				
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$				
コメント	令和2年度から公営企業会計への移行に伴う打切決算により下水道使用料収入が減少したため、比率が増加したものの近年においては減少傾向にあります。 これは基礎的財政収支の黒字化を図るため、企業債発行額は元金償還額を上回らないように努め、企業債残高を毎年着実に減少させているためです。 今後、施設の大きな更新需要の到来においては、企業債借入の増大が見込まれますが、投資の効率化や企業債以外の財源の確保など、世代間の公平を図る取組が必要となります。				

(3) 経費回収率				評価 B	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	87.67%	(96.54%)	87.48%	(95.40%)	85.24% (94.69%)
指標の説明	1㎡あたりの汚水処理に係る費用(汚水処理原価)を1㎡あたりの使用料収益(使用料単価)でどの程度賄えているかを表す指標です。 経費回収率は、汚水処理原価と使用料単価との関係を見るものであり、その数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることを意味します。 経費回収率が著しく低い場合は、汚水処理費の削減や使用料の適正化を検討する必要があります。				
算定式	$\frac{\text{下水道使用料【使用料単価】}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)【汚水処理原価】}} \times 100$				
コメント	指標が100%を下回っており、汚水処理に係る費用を使用料収益で賄えていない状況となっています。 また、類似団体平均と比較しても低い比率となっており、更なる経営の効率化や使用料の適正化を検討する必要があります。				

(4) 汚水処理原価				評価 B	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	152.92円/㎡	(162.81円/㎡)	153.30円/㎡	(163.20円/㎡)	157.66円/㎡ (159.78円/㎡)
指標の説明	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。 汚水処理原価が低い場合には効率的な汚水処理が実施されており、高い場合には維持管理業務の更なる効率化や企業債発行の抑制を行う必要があります。				
算定式	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$				
コメント	類似団体平均を下回り低い水準となっています。 今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれますが、引き続きこの水準を維持しつつ、さらに汚水処理に係るコスト削減を実施することが望まれます。				

(5) 水洗化率				評価 A	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	98.07%	(92.30%)	98.55%	(92.55%)	98.64% (92.62%)
指標の説明	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。				
算定式	$\frac{\text{水洗便所設置済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$				
コメント	類似団体平均を上回り高い水準となっています。今後もこの水準を維持しつつ、さらに上昇させていくことが望まれます。 未普及解消の促進等により類似団体平均と比較して高い数値を推移しているものの引き続き接続勧奨等を行い、100%を目指すように努めていきます。				

(6) 有収率				評価 B	
多賀城市実績	平成29年度		平成30年度		平成31年度
()は類似団体平均	83.93%	(80.20%)	84.66%	(80.30%)	76.90% (—%)
指標の説明	年間総処理水量に対して収入となった水量の割合を示します。				
算定式	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$				
コメント	類似団体平均を上回り高い水準となっています。 今後はさらに不明水量を抑制し、この水準を維持しつつも、有収率の改善を図って上昇させていく必要があります。				

【経営指標等分析による現状と課題】

- ・（３）経費回収率は、１００％を下回っており、下水道使用料以外の収入として一般会計繰入金で賄っている状況となっています。
- ・（５）水洗化率は、類似団体平均よりも高い状態で推移しており、（４）の汚水処理原価においては、類似団体よりも低いことから、おおむね未普及解消を図っている状況であり、また、汚水処理費用も抑制しながら事業運営を行っている状況と捉えられます。
- ・今後、施設の老朽化に伴って、維持管理費の増大が見込まれることから、引き続きこの水準を維持するため、更なる業務の効率化を図り、汚水処理に係る経費削減をさせていくことが望まれます。
- ・（６）有収率は、類似団体平均よりも高い状態の約８５％となっていますが、不明水や溢水への課題解消に向けた対策を引き続き実施していく必要があります。
- ・以上の現状から、今後の施設の老朽化に伴う更新需要の増加や維持管理費の増大が訪れること、また、それらを賄う財源である下水道使用料は、人口減少に伴う使用料収入の減少により、使用料以外の収入として一般会計繰入金で賄っている状況となり、一般財源（税収入）が圧迫され、一般行政サービスの低下が懸念されることから、財政を圧迫することが予想されます。
- ・このことから、下水道ストックマネジメント計画やアセットマネジメントなどの知見を活かし、持続可能な経営における計画的な施設の更新などを図っていくことが必要です。

(4) 下水道使用料の現状

ア 使用料体系

現在の本市下水道事業の使用料体系は、汚水量10m³までを850円の基本使用料とし、超過した汚水量に応じ6段階に単価が高くなる累進制とした従量使用料（超過使用料）の二部使用料制を設定しています。

これは、汚水量が多いほど処理施設への負荷が大きくなることから、段階的に使用料が高くなる体系となっています。

- ・ 前回使用料改定年月日 平成12年9月30日（消費税等改定分を除く）

基本使用料

汚水量	使用料
10立方メートルまで	850円

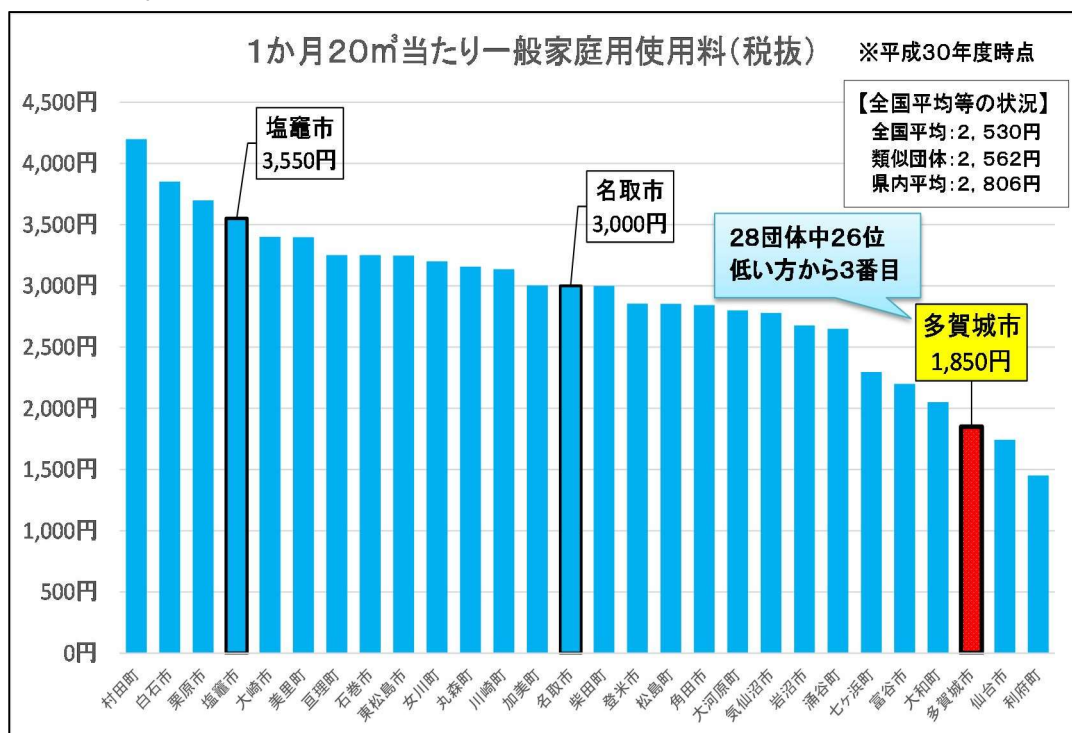
超過使用料（1立方メートル当たり）

汚水量	使用料
11立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
21立方メートルを超え40立方メートルまで	120円
41立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
101立方メートルを超え500立方メートルまで	190円
501立方メートルを超え1,000立方メートルまで	210円
1,001立方メートルを超える分	250円

表 2-1

イ 下水道使用料の水準（平成30年度時点：公共下水道事業のみ）

本市の下水道使用料は、1か月に20m³使用した場合1,850円であり、全国平均2,530円や類似団体平均2,562円を下回っています。宮城県内の公共下水道事業においては、低い方から3番目となっています。



グラフ 2-1

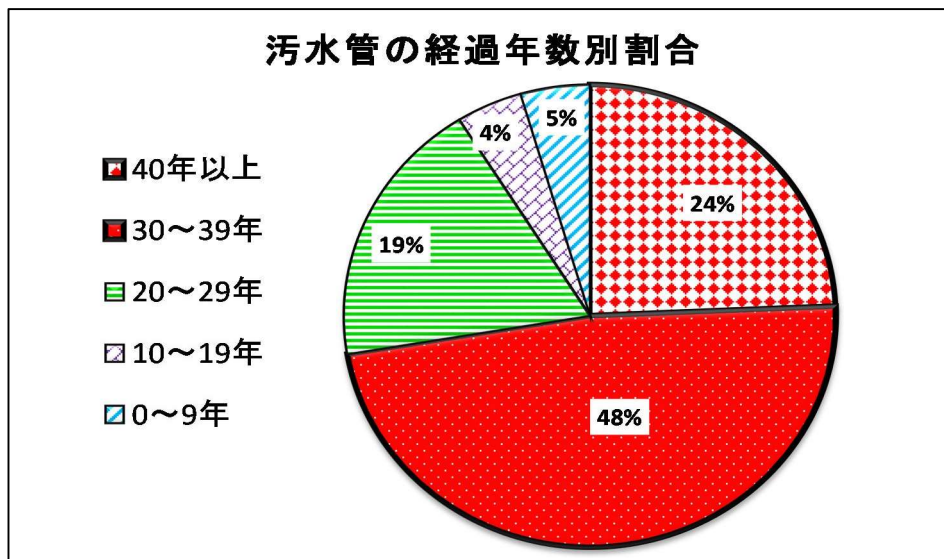
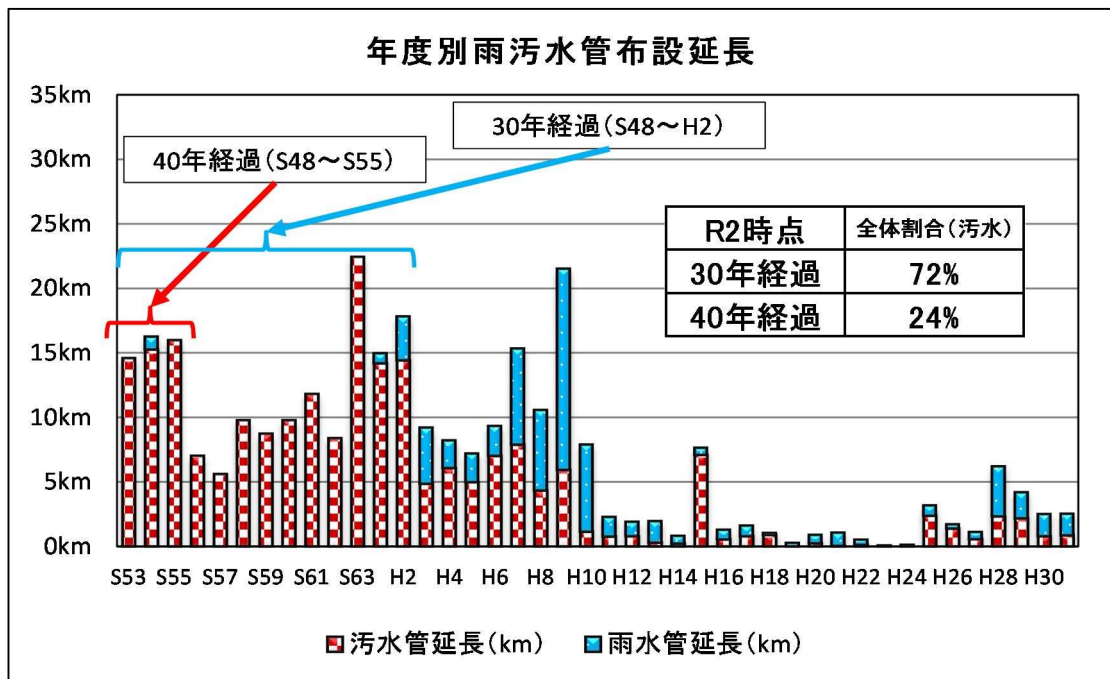
(5) 下水道施設の現状分析

ア 管路施設

管路施設は、令和2年度末時点で昭和53年の下水道供用開始からの経過年数は42年であり、法定耐用年数である50年を経過した污水管及び雨水管はありません。

ただし、布設から30年を経過した污水管は、延長約169km（污水管の総延長約233kmの72%）であり、本計画期間中において法定耐用年数の50年を迎えることとなる、布設から40年を経過した污水管は、延長約57km（総延長約233kmの24%）となっています。

事業開始から50年を迎えるのは令和5年度、供用開始から50年を迎えるのは令和10年度であり、耐用年数経過後、直ちに使用できなくなることはありませんが、今後10～20年後に大規模な改築・更新の時期を迎えることが見込まれています。



グラフ 2-2

グラフ 2-3

イ ポンプ施設

中央雨水ポンプ場の主なポンプ施設は、昭和61年度に整備した施設で築34年経過しており、電気棟の新設やポンプ施設の更新等「多賀城市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、その他の雨水ポンプ場の改築・更新も含めて、老朽化により劣化の進んだ施設・整備について順次更新を進めています。

【主な雨水ポンプ施設・設備一覧】

(令和2年4月現在)

番号	施設名	ポンプ種別		設置年度	経過年数	標準耐用年数	目標耐用年数※	総排水量 [m ³ /s]	計画放流量 [m ³ /s]	備考		
		口径 [mm]	吐出量 [m ³ /s]									
1	中央雨水ポンプ場	既設棟	縦軸斜流No.1電動P	φ400	0.315	S42	53	20年	30年	36.750	36.747	県から移管 県から移管 県から移管
			縦軸斜流No.2電動P	φ400	0.315	S45	50					
			縦軸斜流No.3電動P	φ400	0.315	S45	50					
		増設棟	縦軸斜流No.1エンジン	φ1500	5.115	S61	34					
			縦軸斜流No.2エンジン	φ1500	5.115	S62	33					
			縦軸斜流No.3エンジン	φ1500	5.115	H26	6					
			縦軸斜流No.4エンジン	φ1500	5.115	H25	7					
2	八幡雨水ポンプ場		縦軸斜流No.1電動P	φ800	1.499	H8	24	20年	30年	18.499	18.499	
			縦軸斜流No.2エンジン	φ1350	4.250	H5	27					
			縦軸斜流No.3エンジン	φ1350	4.250	H7	25					
			縦軸斜流No.4エンジン	φ1350	4.250	H7	25					
			縦軸斜流No.5エンジン	φ1350	4.250	H7	25					
3	浮島雨水ポンプ場		縦軸軸流 No.1エンジン	φ1500	5.114	H14	18	20年	30年	10.228	15.114	
			縦軸軸流 No.2エンジン	φ1500	5.114	H14	18					
4	丸山雨水ポンプ場		縦軸軸流 No.1エンジン	φ1500	4.370	H17	15	20年	30年	13.110	13.087	
			縦軸軸流 No.2エンジン	φ1500	4.370	H19	13					
			縦軸軸流 No.3エンジン	φ1500	4.370	H21	11					
5	大代雨水ポンプ場		水中軸流 No.2電動P	φ600	0.783	H12	20	20年	30年	1.699	1.699	
			水中軸流 No.1電動P	φ500	0.458	H28	4					
			水中軸流 No.3電動P	φ500	0.458	H28	4					
6	大代東雨水ポンプ場		水中ポンプNo.1電動P	φ250	0.108	H30	2	15年	23年	3.683	3.683	
			水中ポンプNo.2電動P	φ250	0.108	H30	2					
			縦軸軸流 No.3エンジン	φ900	1.733	H30	2	20年	30年			
			縦軸軸流 No.4エンジン	φ900	1.733	H30	2					
7	大代第五排水ポンプ施設		水中ポンプ No.1電動P	φ300	0.142	H30	2	15年	23年	0.284	-	
			水中ポンプ No.2電動P	φ300	0.142	H30	2					

※「目標耐用年数」については、標準耐用年数に対して1.5倍の年数を設定しています。

表 2-2



(6) 組織及び職員配置の状況

下水道事業の職員数は、令和2年5月末現在で水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、上下水道部長の下、企業経営課及び施設整備課の2課を配置し、水道事業及び下水道事業を併せて40名体制、うち下水道事業担当は18名で事業運営を行っており、上水道部及び建設部下水道課の組織統合前、平成31年度の22人と比較し△4名の削減となっており、年齢構成は中堅層以上の職員が多い状況です。

今後は、施設延命化のための計画的な点検・調査及び修繕・改築による施設管理を推進していく必要があることに加え、公営企業会計への移行に伴い出納事務や固定資産管理事務などの業務が増加するとともに、より専門的な業務を処理しなければならないことから、職員1人あたりの業務負荷が大きくなることを見込まれます。

このため、更なる効率的な組織及び職員配置の検討が必要となります。

・組織図（令和2年5月末現在）

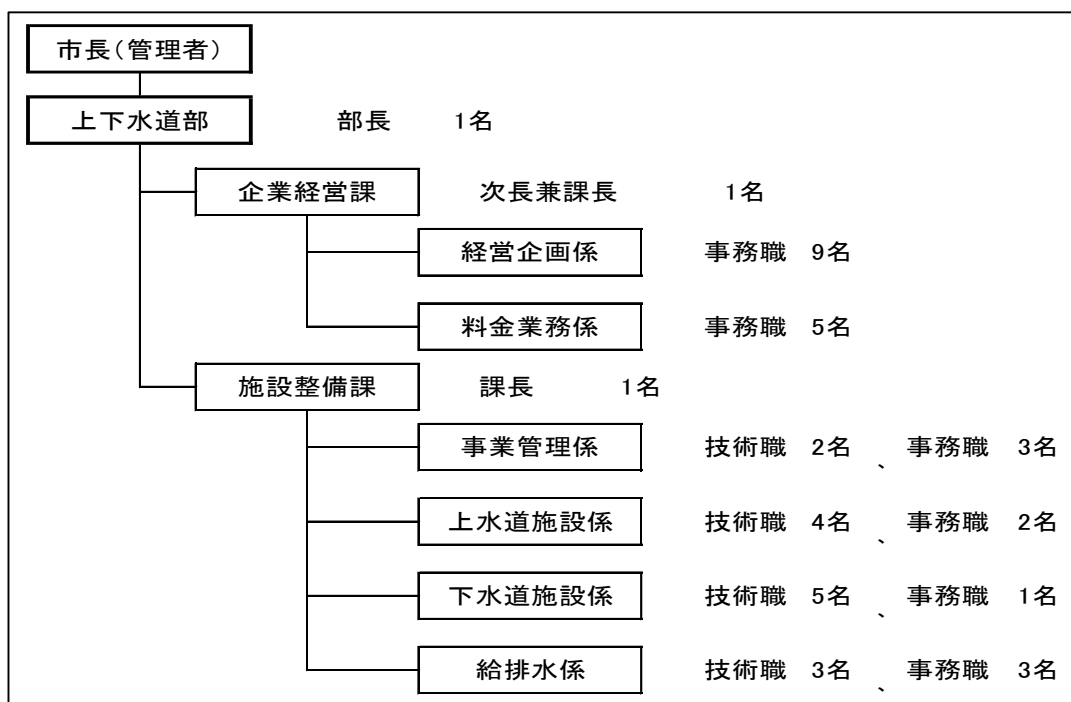


図 2-1

平均年齢は40.5歳であり、40代以上の職員が約5割を占めています。

・年齢構成

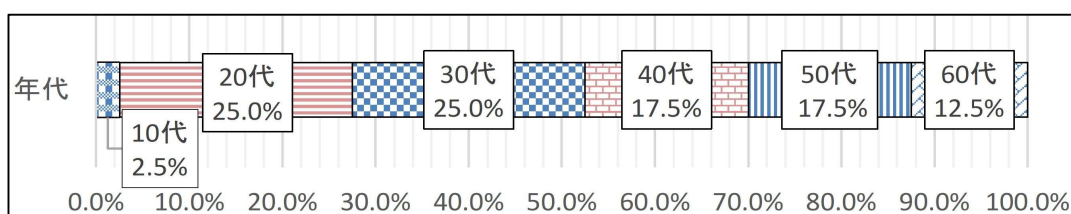


図 2-2

(7) 下水道事業の課題

下水道施設は、令和2年度末時点で昭和53年の下水道供用開始からの経過年数は42年で、今後、施設の老朽化に伴う更新が避けられない状況となっており、本格的な更新時期は令和12年度以降と見込まれます。

このような現状から、超少子高齢社会の進行による人口減少と改築・更新需要の増加による将来の経営環境の変化への備えが喫緊の課題であり、下水道使用料収入が減少傾向に転じるため、限られた財源の中で、難しい経営が迫られる可能性があります。

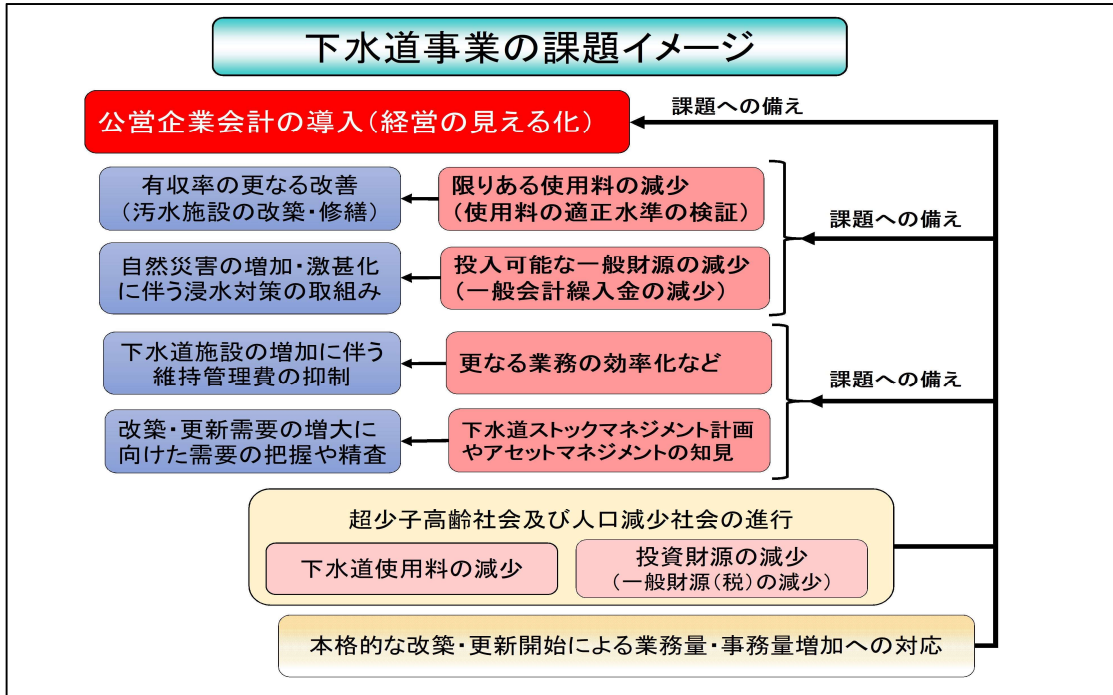


図 2-3

(8) 参考：全国的な下水道事業の課題



図 2-4

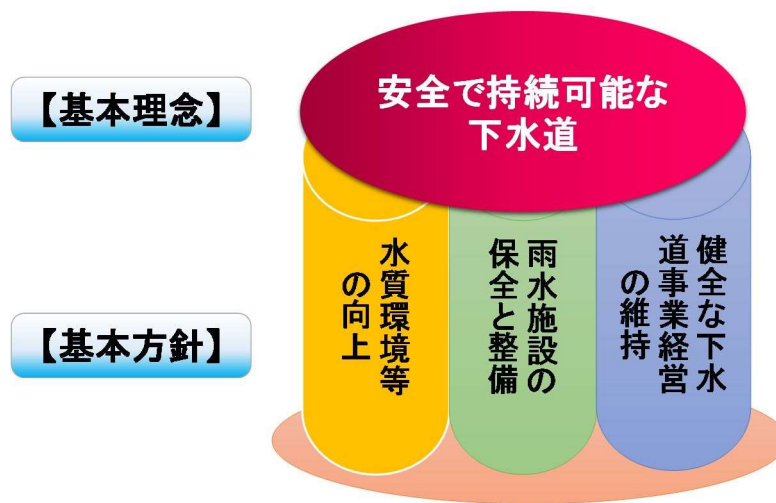
3 経営戦略における経営の基本方針

多賀城市では、豊かな自然環境の中で、先人の知恵や感性、そして文化が培われてきました。

近年は、超少子高齢社会での人口減少など今までに経験したことがない社会情勢や、地震や豪雨などによる災害への備え、また下水道事業が建設から維持管理へと大きく転換する時代を迎えようとしています。

下水道を取り巻く諸課題を解決し、今後本市下水道事業が目指すべき姿の実現に向け、持続可能な公共下水道事業を運営していかなければなりません。

そこで、継続的で安定した下水道サービスの提供を目指すために、「第六次多賀城市総合計画」に基づいた、次の三つの柱から構成される基本方針を以下のとおり定めます。



◆安全で持続可能な下水道 継続的で安定したサービスの提供を目指すための三つの柱

No.	施策	基本事業
1	自然と生活環境の調和	水質環境等の向上
2	都市インフラの保全	雨水施設の保全と整備
3	健全な企業経営の推進	健全な下水道事業経営の維持

1. 適切な汚水処理が行われ、河川等公害が防止されることで、河川、水路の水質環境等が保たれ、生活環境を守る取組みを進めること

2. 雨水施設が適切に維持管理されることで、浸水被害を軽減すること

3. 適切な受益者負担の確保と地方公営企業の独立採算を遵守することで、安定したサービスの提供を行うとともに、将来に過度な企業債を残さず、持続可能な財政経営を行うこと

4 経営戦略期間における具体的取組

経営の基本方針を踏まえた取組みを実施していくため、施策内容に応じて、一定の目標を設定し効果的に事業を推進していきます。

なお、具体的な施策への取組みにあたっては、継続的に実施すべきものと、関連する施策の進捗状況に応じて段階的に実施すべきものがあります。

特に、健全な下水道事業経営の維持に向けた取組みは、関連施策の進捗状況に対応して順次取り組むこととなり、令和13年度以降の将来見通しを予測しながら、段階的に課題を解消し事業運営を進めることが、経営上の戦略となります。

【目標設定の区分】

おおむね3年以内に実施又は達成	短期目標
おおむね4～7年以内に実施又は達成	中期目標
おおむね8年以後に実施又は達成	長期目標
毎年継続して実施すべき事項	継続目標

図 4-1

【経営戦略期間における取組みと将来目標に向けての進捗イメージ】

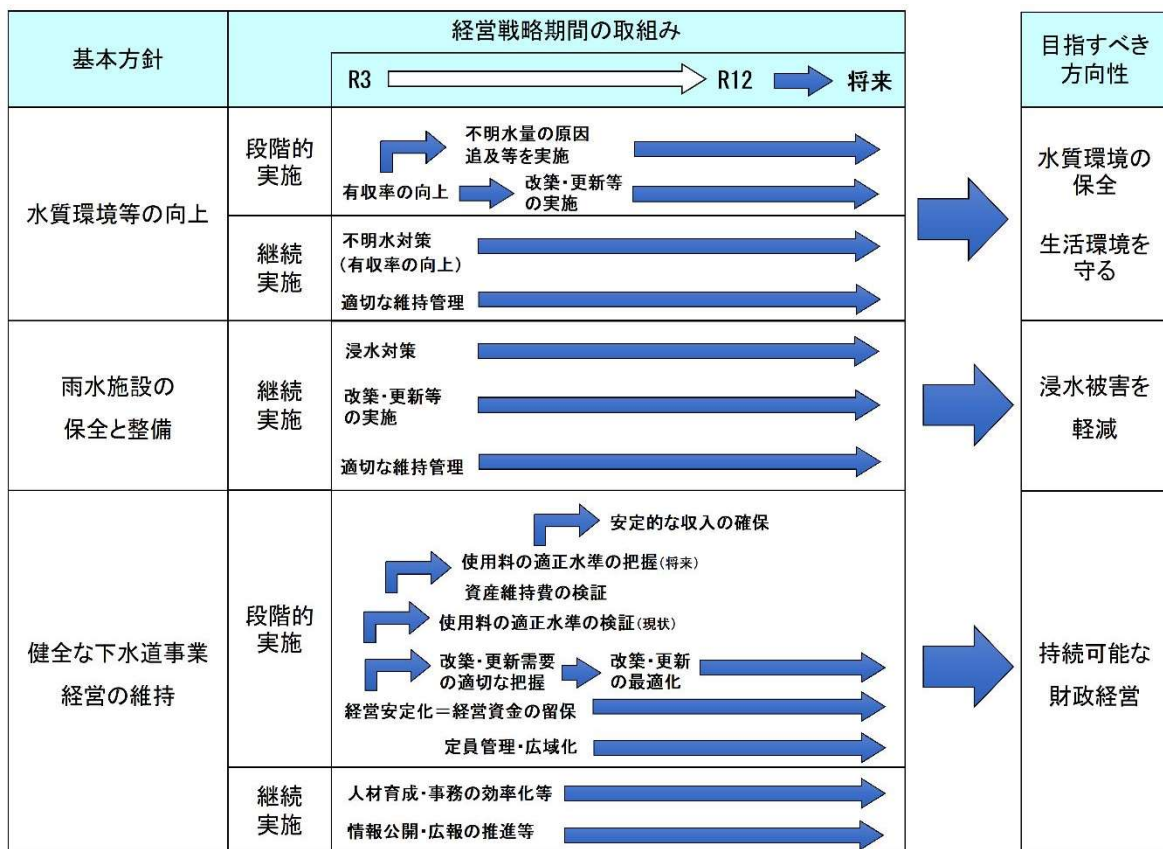


図 4-2

(1) 水質環境等の向上

ア 不明水対策（溢水対策）

不明水対策には、長期的・継続的な取組みが必要となりますが、有収率向上により効率的な汚水処理を行うため、不明水量が多い地区を優先的にカメラ点検・調査を実施し、雨水が侵入している老朽管等を対象とした侵入水防止対策（管路の改築・更新及び修繕）を継続的に実施します。

【継続目標】

- ・ 管路内のカメラ点検・調査の継続実施
- ・ カメラ点検・調査に基づく改築・更新及び修繕の実施
- ・ 不明水量抑制への更なる原因究明を実施
- ・ 宮城県など関係機関に対して溢水対策の強化を継続的に要望
- ・ 有収率の向上

（参考：不明水割合は宮城県仙塩流域事業認可計画や本市の事業認可計画及び国交省「下水道設計指針」等に基づき 15%～20%と設定されている）

イ 汚水施設ストックマネジメント事業

下水道施設の機能を保持し、故障の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、汚水ストックマネジメント計画に基づき、予防保全的な管理を行い、計画的な改築等を行います。

【継続目標】

- ・ 下水道施設の長寿命化、改築・更新の最適化による更新投資額の抑制及び平準化を継続実施

下水道ストックマネジメントの概要（出典：国土交通省資料）

今後の老朽化対策(下水道ストックマネジメントの導入)

- 下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、短期的（5年程度）な部分最適での改築ではなく、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、**優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、事業費（年価）の更なる削減を図ることが重要である。**
- そのためには、現行の長寿命化対策のように施設毎ではなく、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する必要がある。

⇒ **ストックマネジメントの導入が必要である。**

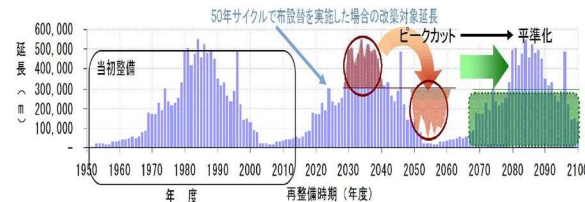
ストックマネジメント

- 下水道施設全体の最適化のための老朽化対策。
 - リスク評価を踏まえた長寿命化対策の優先順位付け
- ※ストックマネジメント（SM）計画の策定を改築実施の要件化

期待される効果

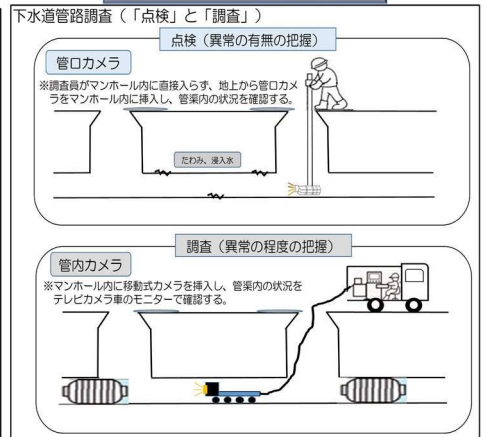
- 改築事業費の低減（施設全体：低減効果大きい）
- 長期予測を踏まえた改築費用の平準化

■ 予算平準化のイメージ(管路改築費の将来予測)



下水道施設全体を俯瞰したストックマネジメントの実施により、計画的な点検・調査に基づく、修繕・改築を実施

カメラ点検・調査の例



管渠の劣化の例



(2) 雨水施設の保全と整備

ア 浸水対策下水道整備事業費

流域治水の考え方にに基づき、国や宮城県等の関係機関と連携を図りながら、総合的に浸水対策を実施していきます。

【継続目標】

- ・国や宮城県等の関係機関との連携を図り、総合的に浸水対策を実施

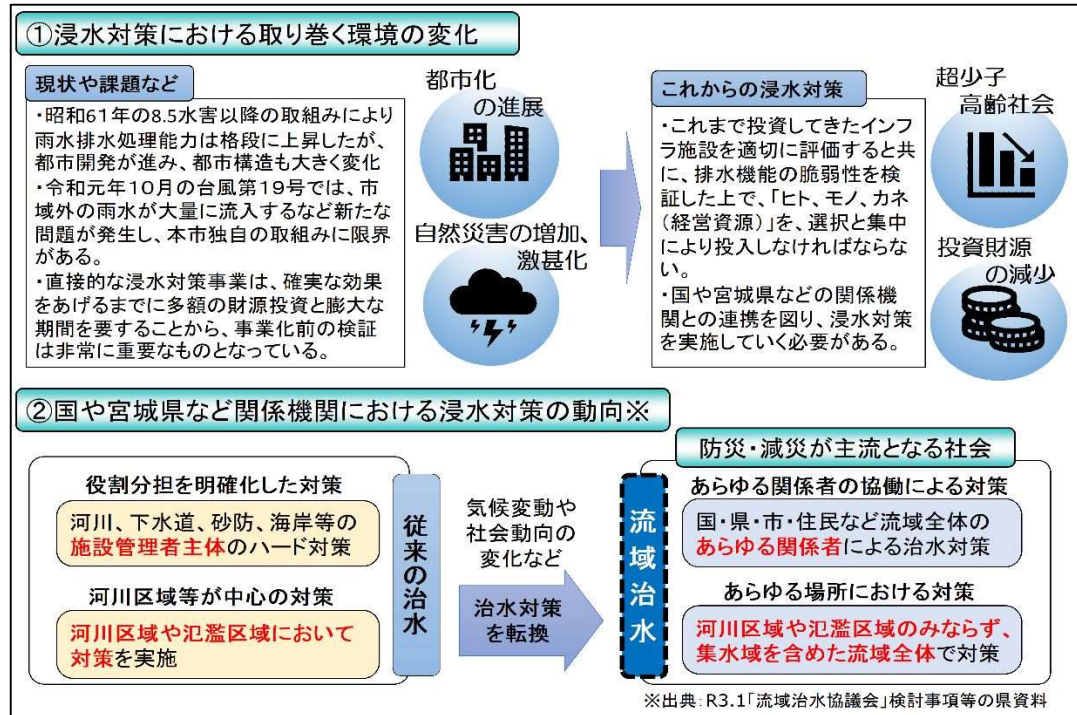


図 4-4

イ 雨水流出抑制施設整備事業費

効果的な都市型雨水対策として、雨水流出施設の設置費助成事業を継続して行い、助成制度の有効活用を促進するため、広報紙や市ホームページ、その他各種イベント行事等において、普及啓発に努めていきます。

【継続目標】

- ・雨水流出抑制施設の設置費用の一部（限度額 4 万円）を予算の範囲内で助成を実施

ウ 雨水施設ストックマネジメント事業

雨水施設の中でも雨水ポンプ場の電気設備や機械設備は、多額の費用を要しており、耐用年数が15年から20年と短いことから計画的な改築等が必要となるため、ストックマネジメント計画支援制度を活用し、重要度、標準耐用年数などを考慮して優先順位を付け平準化を図りながら、改築を進めます。

【継続目標】

- ・下水道施設の長寿命化、改築・更新の最適化による更新投資額の抑制及び平準化を継続実施

(3) 健全な下水道事業経営の維持

ア 効率的な組織体制の整備

令和2年度から下水道事業の公営企業化に併せて、上水道部と建設部下水道課の組織統合を実施し、人件費の削減に努めました。

また、共通業務の集約化を実施し、共通経費の削減などにより公営企業の経済性発揮効果を高め、経営面や技術面でのノウハウの継承、業務の効率化を実施し、更なる定員管理の適正化について検討を行います。

【継続目標】

- ・ 共通業務の集約化を引き続き検証し、共通経費の削減を継続実施
- ・ 業務の効率化を検証し、更なる適正な定員についての検討・見直し

イ 人材の育成

熟練職員の退職後における技術力・対応力の低下が懸念されており、知識や技術のノウハウの継承が課題となっています。

このほか、公営企業会計方式による会計・出納事務の適正な執行の確保、污水管や雨水管の維持管理、各雨水ポンプ場の運転管理等の業務に関する知識など、管理能力の低下への対応が新たな課題となります。

このため、上下水道部では、国・宮城県及び下水道関係機関が主催する研修会に積極的に参加するほか「多賀城市上下水道部人材育成プラン」及び「多賀城市上下水道部人材育成プラン実施計画」を定めており、その中で、事業の運営に必要な能力を効率よく取得するため、職場内の独自研修を積極的に行い、ノウハウの継承に努め職員能力の向上を図ります。

【継続目標】

- ・ 下水道施設及び公営企業会計等についての専門知識の習得

ウ 広域化の推進に向けた取組み

広域化の取組みに関しては、国の「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」において、全ての都道府県が「広域化・共同化計画」を策定することが污水处理施設の広域化を推進するための目標として掲げられ、各都道府県には、強力なリーダーシップのもと、管内の市町村とともに検討体制を構築し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することが国から要請されております。

本市においても、この取り組みに参画する中で宮城県や関係団体と連携し、広域化及び共同化の実現可能性について検討を進めることとします。

【長期目標】

- ・ 污水处理の広域化に向けた近隣団体との具体的方策の検討

5 将来の事業環境（予定業務量等）

（1）人口及び水洗化人口の予測

将来人口は、下水道事業を予測する際、水道事業との連動が不可欠となります。そのため、令和2年10月の水道料金改定等における最新の人口推計を基に、多賀城給水区及び塩竈給水区に係る水洗化人口の予測を行い、推計しました。

水洗化人口については、令和2年度をピークに減少していき、令和12年度は58,872人と推計しています。

・人口及び水洗化人口実績

(単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
行政区域内人口	62,683	62,817	62,861	62,658	62,289	61,166	61,792	62,048	62,480	62,177	62,321	62,174	62,241	62,245
水洗化人口	59,283	59,694	59,868	59,724	60,219	59,497	60,278	60,394	61,145	60,822	61,011	60,891	61,255	61,327

表 5-1

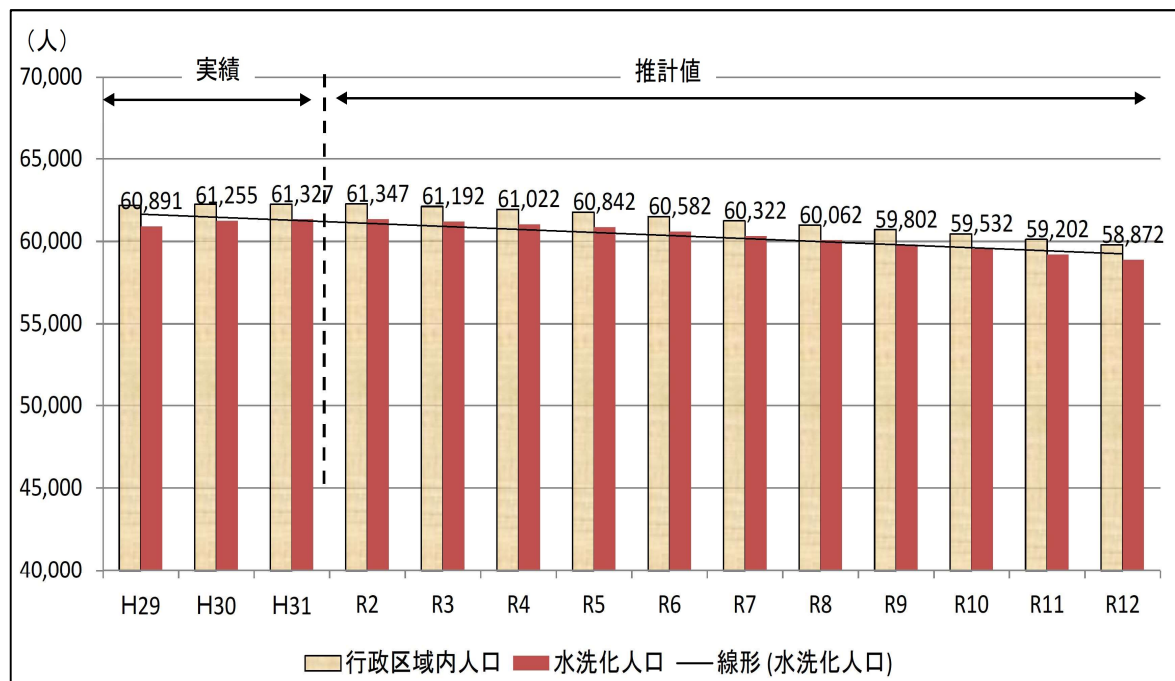
・人口及び水洗化人口の見通し

(単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
行政区域内人口	62,280	62,110	61,940	61,760	61,500	61,240	60,980	60,720	60,450	60,120	59,790
水洗化人口	61,347	61,192	61,022	60,842	60,582	60,322	60,062	59,802	59,532	59,202	58,872

表 5-2

・人口及び水洗化人口の推移と見通し



グラフ 5-1

(2) 有収水量及び総処理水量の予測

有収水量及び総処理水量の予測は、過去10年間の年間有収水量実績や多賀城市水道事業経営戦略や、令和2年10月の水道料金改定時等の推計値を基に今後の推移を設定しました。また、新型コロナウイルスに係る動向については、予測不能であるため影響を考慮していません。

① 生活用水

過去の実績や水洗化人口の推移から減少傾向と見込む。

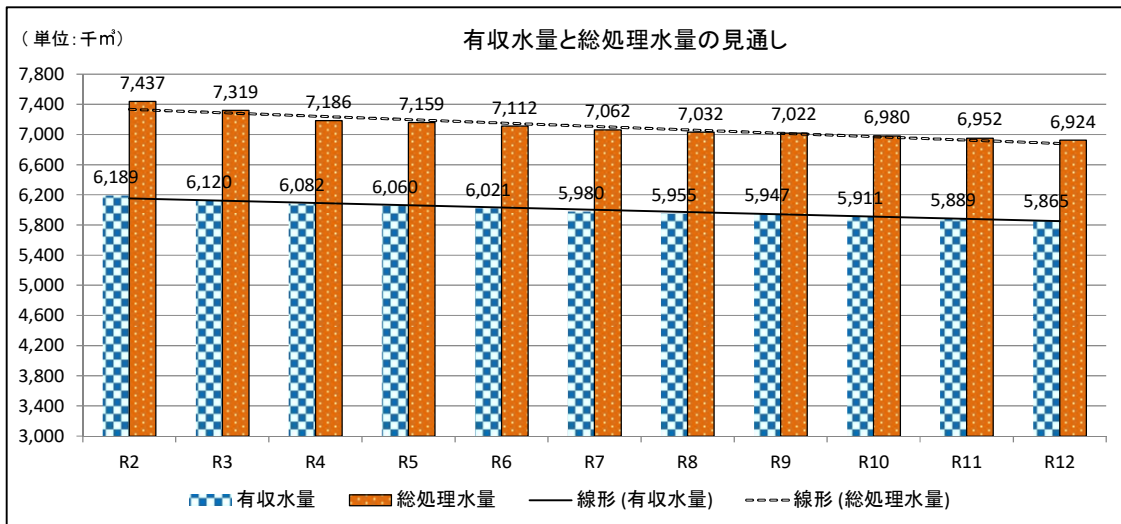
② 業務・営業用水

過去の実績や水洗化人口の推移から減少傾向と見込む。

③ 工場用水

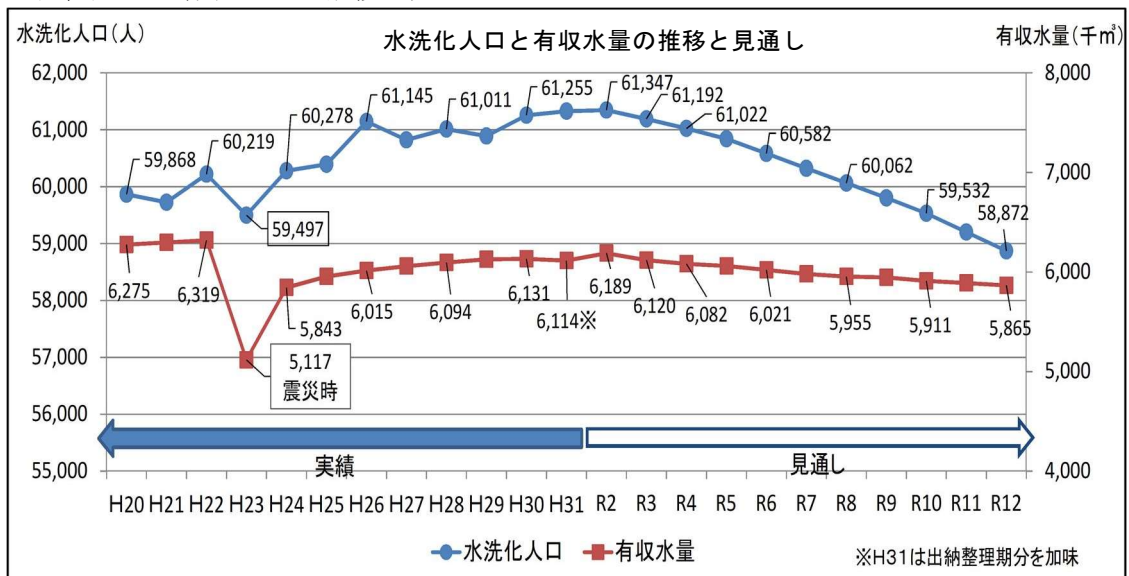
過去の実績やさんみらい多賀城復興団地へ進出した工場の需要等の影響を考慮し、横ばい傾向と見込む。

・有収水量と総処理水量の見通し



グラフ 5-2

・水洗化人口と有収水量の推移と見通し



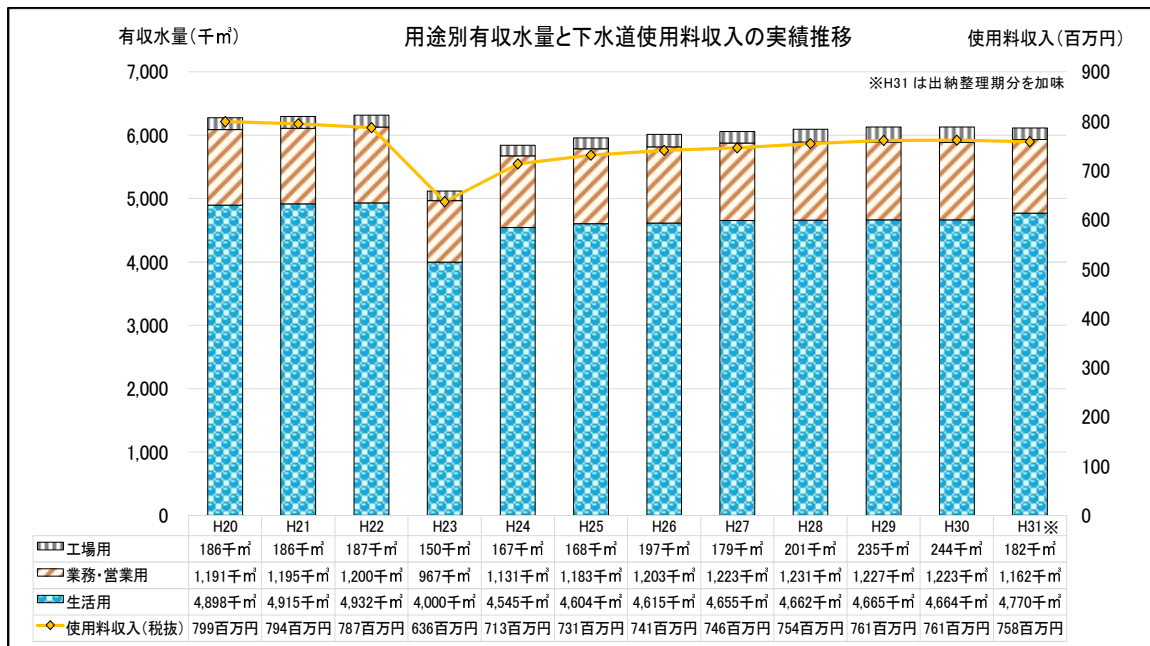
グラフ 5-3

(3) 使用料収入の推移と見通し

使用料収入は、平成23年3月の東日本大震災により約6.4億円に落ち込みました。その後、有収水量の増加とともに震災以前の水準まで回復しました。平成31年度は、令和2年度から地方公営企業法適用に伴い「打切決算」を行ったため、一時的に減少しましたが、令和2年度に引き継がれた打切決算未収分を含めると、前年度と同水準となりました。

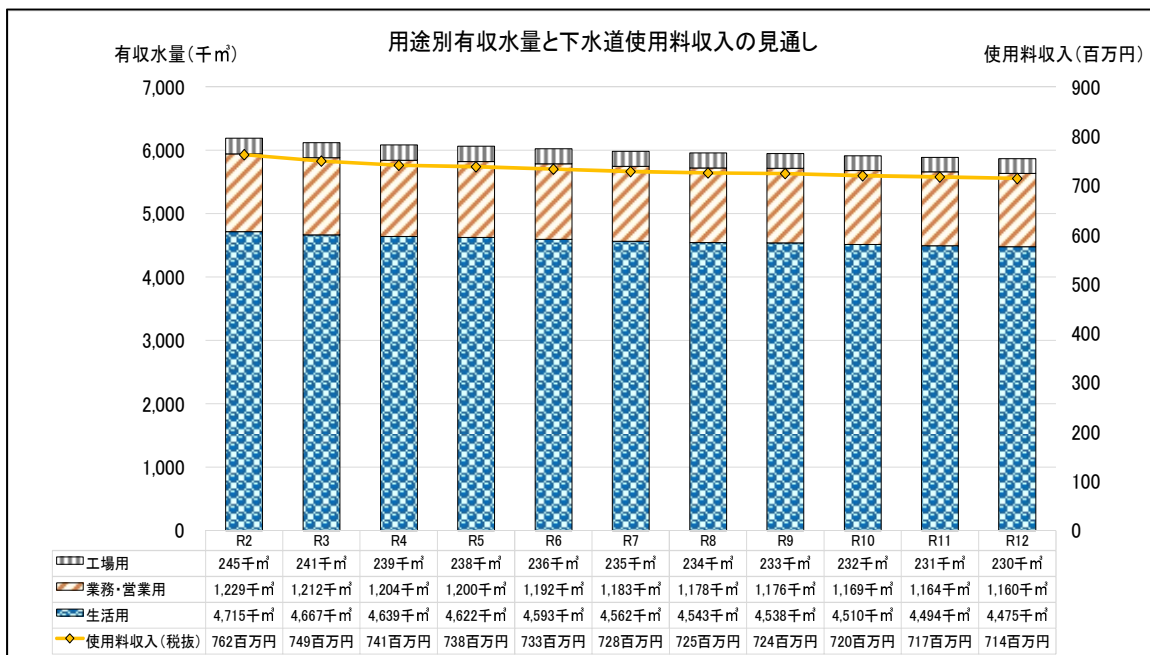
今後の使用料収入の見通しは、人口減少等に伴い、有収水量の見通しが減少傾向にあるため、それに伴い減少することが予測されます。

・用途別有収水量と下水道使用料収入の実績推移



グラフ 5-4

・用途別有収水量と下水道使用料収入の見通し



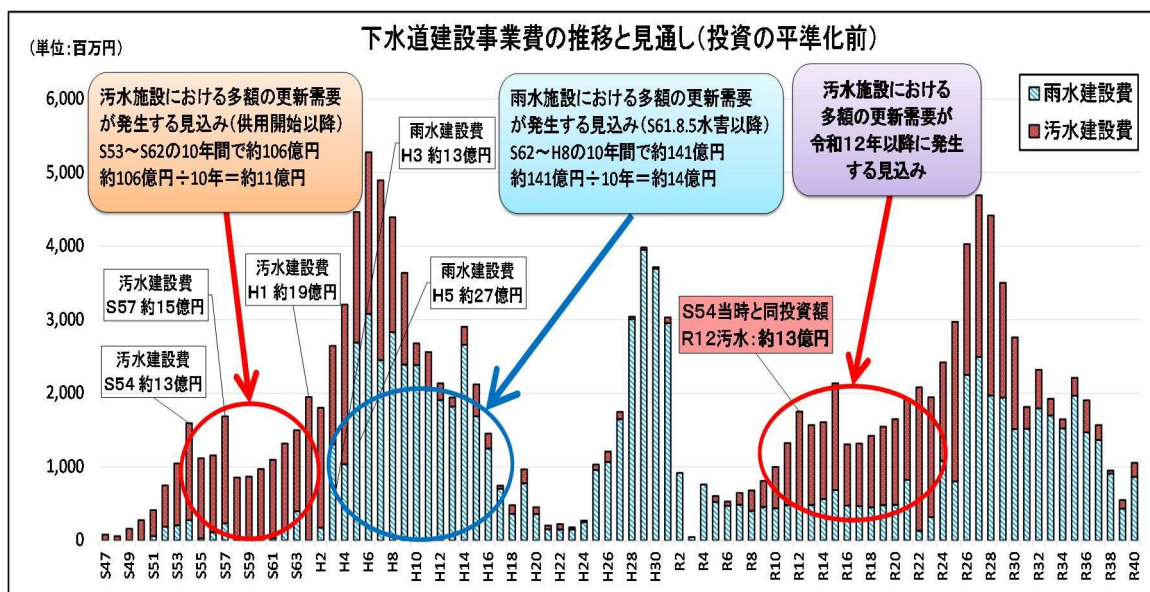
グラフ 5-5

(4) 下水道建設事業費の推移と見通し

今後の改築・更新事業費は、令和10年度に供用開始後50年を経過するため、管路の老朽化が見込まれるほか、物価変動や高性能化などにより増大することが見込まれ、下水道施設の更新事業費も増加することが想定されます。

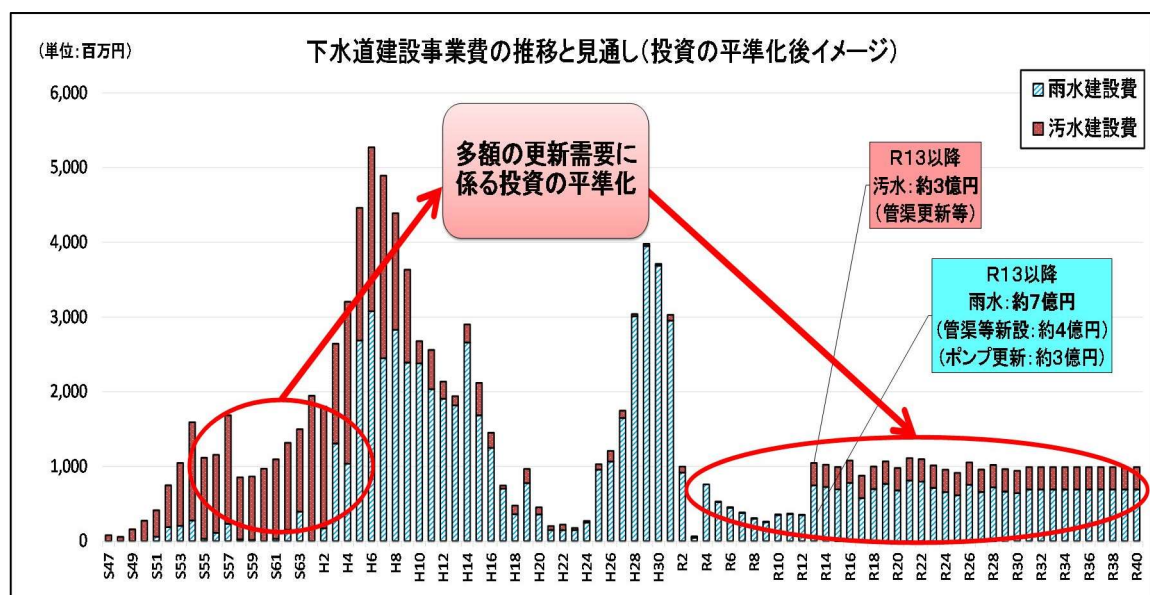
下水道に関しては、現在も工法や材質を含む新技術の開発が進められており、施設の長寿命化を図るとともに、より効果的な改築・更新の手法を検討することにより、事業費の低減及び平準化を図ることが可能であると考えられます。

・下水道建設事業費の推移と見通し（投資の平準化前）



グラフ 5-6

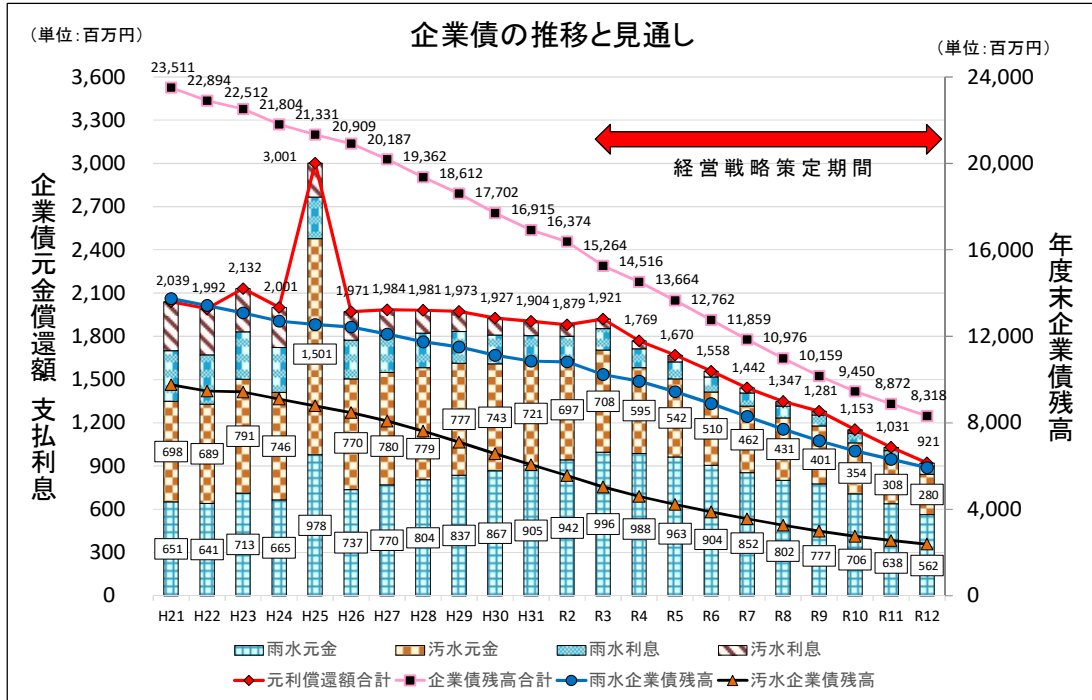
・下水道建設事業費の推移と見通し（投資の平準化後イメージ）



グラフ 5-7

(5) 企業債の推移と見通し

- ・本計画期間は、企業債償還額が新規借入額を大きく上回る見通しで、償還額の減少となる見通しです。
- ・令和12年度までの10年間で残高は、約83億円となる見通しですが、計画期間後においては施設の更新需要が控えており、多額の投資が見込まれ、令和12年度以降は増加傾向となることが想定されます。



グラフ 5-8

(6) 一般会計繰入金の見通し

ア 総務省の繰出基準に基づく繰入金や計上区分

総務省が毎年度定める繰出基準は、一般会計が負担すべき経費として、雨水処理に要する経費のほか、その性質から下水道使用料を充てることが適当でないといわれる経費であり、経費の性質により計上区分が異なります。

繰出基準による主な区分		計上区分		対象経費	
◆基準内繰入金					
1	第8-1	・雨水処理に要する経費(資本費分)	営業収益	雨水処理負担金	減価償却費
		・雨水処理に要する経費(維持管理費分)			利子
2	第8-2	・分流式下水道等に要する経費	営業収益	他会計補助金	減価償却費
3	第8-3	・流域下水道の建設に要する経費	営業収益	他会計補助金	利子
4	第8-4	・水質規制に関する事務に要する経費	営業収益	他会計補助金	元金
			資本的収入	他会計補助金	元金
5	第8-10	・地方公営企業法の適用に要する経費	営業収益	他会計補助金	維持管理費
			資本的収入	他会計補助金	利子
6	第8-13	・下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	営業収益	他会計補助金	利子
			資本的収入	他会計補助金	元金
7	第8-14	・緊急下水道整備特定事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の償還に要する経費	営業収益	他会計補助金	利子
			資本的収入	他会計補助金	元金
8	第10-4	・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	営業収益	他会計補助金	利子
			資本的収入	他会計補助金	元金
9	第10-5	・臨時財政特例債等の償還等に要する経費	営業収益	他会計補助金	利子
			資本的収入	他会計補助金	元金
◆基準外繰入金					
10	-	・資金不足に充てた繰出し 一企業債元金償還金(汚水)等	資本的収入	他会計出資金等	汚水元金等

図 5-1

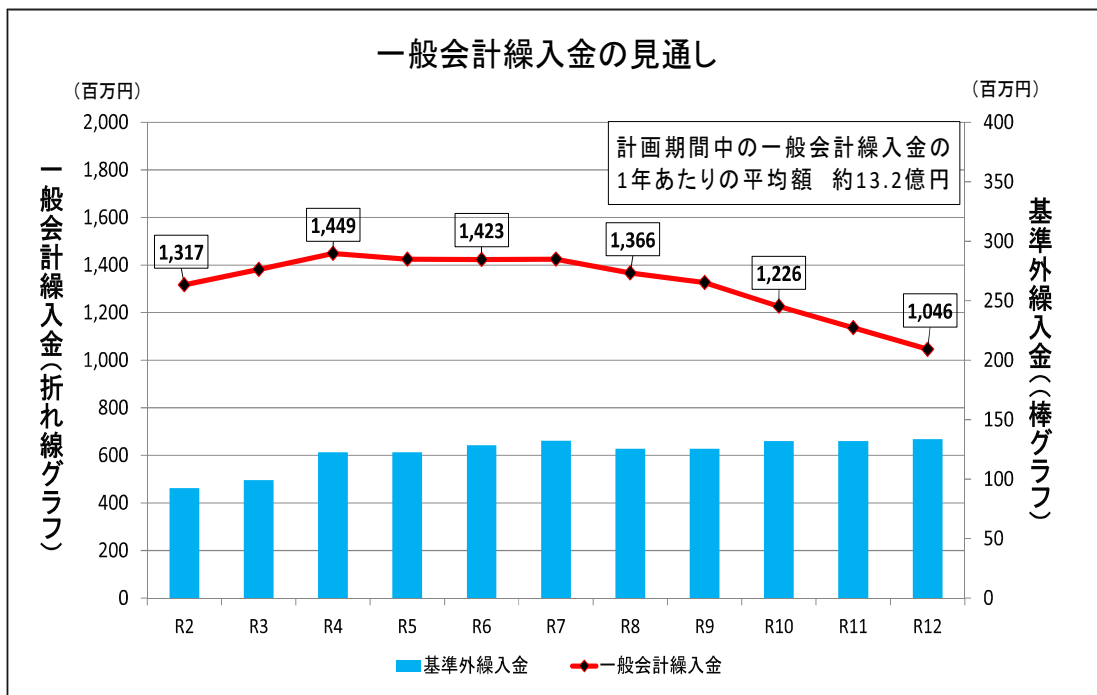
イ 今後の見通し

・総務省が毎年度定める繰出基準に基づき所要額を算定し、一般会計繰入金の上限額を一定基準に設定して計上しています。

(平成31年度決算額約13.5億円)

・現行の整備・更新基準による事業費※などにより算定した一般会計繰入金は、元利償還金の減少等により、計画期間中の一般会計繰入金の平均額は約13.2億円と減少傾向になる一方で、下水道使用料収入の減少等により、総務省の繰出基準に基づかない「基準外繰入金」は増加傾向となり、経費縮減や投資の合理化の検討が必要となります。

※6-(2)「A表：現行の整備・更新基準による事業費」を参照



グラフ 5-9

(7) 組織の見通し

窓口業務の一部については、民間委託を実施しており、事業の効率化に取り組み中で、事業運営に必要な技術力を官民連携などによって確保しつつ、職員数の適正化に努めております。

今般、令和2年4月から下水道事業において、地方公営企業法の全部を適用し、地方公営企業会計に移行すると同時期に、上水道部と建設部下水道課の組織統合を実施したことに伴い、職員数の削減を実施し、更なる人件費の抑制に努めてまいりました。

下水道事業に係る業務は水道事業同様に、専門性が求められることから、技術の継承が必要です。今後は特に、老朽化施設の更新需要が増大することによりこれまで以上の事業量となることから、工事監理や事務手続きの遅れ等、下水道サービス水準の低下を招かないよう適切な職員配置を継続して検討していきます。

また、危機管理対応時に支障を来すことのないよう、一定の職員数の確保は必要であると考えられることから、現時点での組織体制は当面現状維持と考えており、民間委託が可能な業務の選別を今後も検討し、組織の効率化を図っていくものとします。

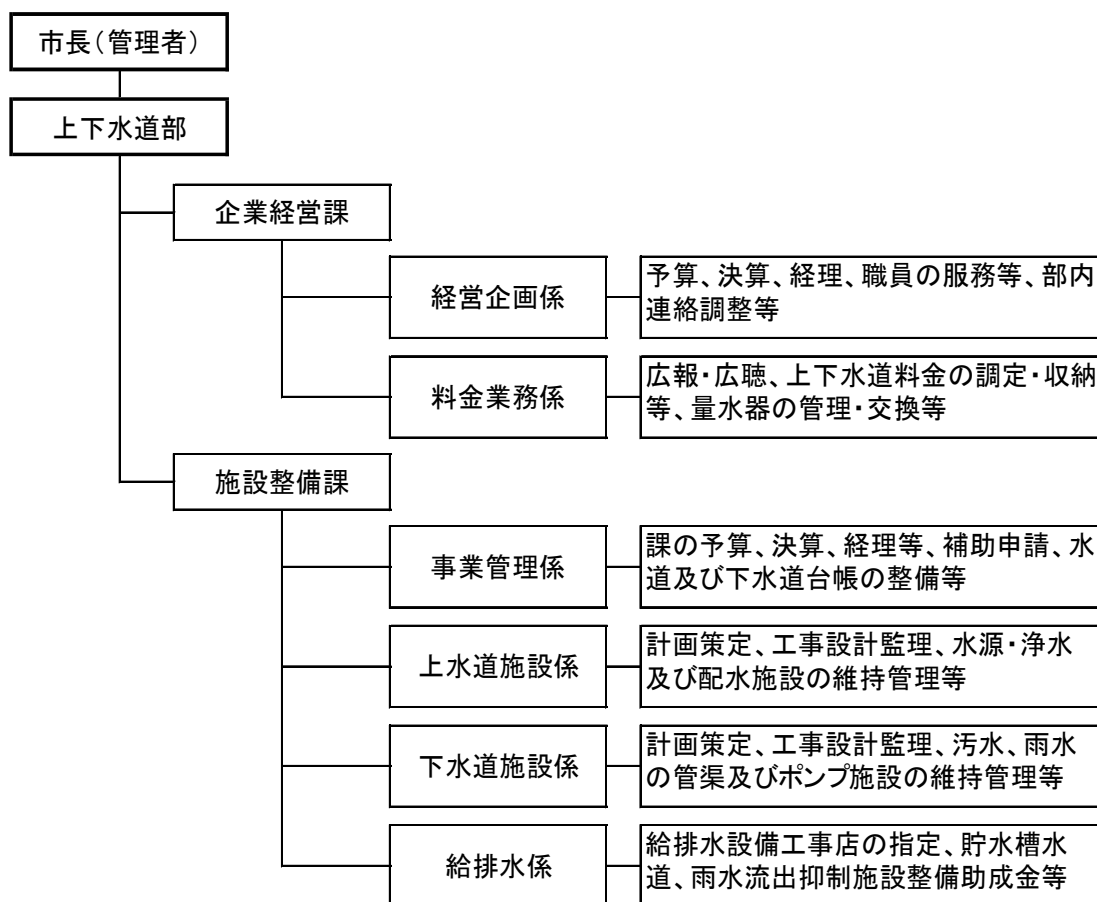


図 5-2

6 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

- ・投資・財政収支計画表 別紙31ページ、32ページのとおり

（2）主な算定条件

ア 収益的収支

- ① 下水道使用料収入は、人口減少を踏まえた水需要予測に基づき、現行の下水道使用料体系により積算した使用料収入を設定（20ページ参照）
- ② 排水設備関係手数料や土地物件収益、相互流入負担金、その他の収入は、令和3年度予算額をベースとして同程度の水準額として算定
- ③ 人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で算定
- ④ 修繕費は、汚水施設の老朽化に伴う不明水及び溢水対策を推進していくため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管内カメラ調査等にて判明した損傷箇所は、改築等に該当しない腐食や損傷等は修繕となるため、全体収支バランスを勘案し、最大限の効果（有収率の向上）を図れるように想定される修繕費の平準化を図り、それ以外は令和3年度予算額をベースに同水準で算定
- ⑤ 委託料は、雨水施設整備の進捗に伴い、管路等の範囲拡大に伴う清掃費の上昇が見込まれるが、業務の見直し等を行い、費用を縮減して算定
- ⑥ 仙塩流域下水道維持管理負担金は、1 m³当たりの単価を令和3年度までは現行単価39.8円/m³とし、令和4年度以降は宮城県で公表している「宮城県流域下水道事業経営戦略」に基づき、総処理水量×予定単価で算定

仙塩流域下水道 維持管理負担金単価 (1m ³ 当たりの単価)	平成31年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和12年度
	39.8円/m ³	42.0円/m ³	44.0円/m ³

- ⑦ 仙台市雨水排水施設維持管理負担金は、令和3年度予算額をベースとし実積率を考慮して算定
- ⑧ その他事務費等は、令和3年度予算額をベースに同水準で算定
- ⑨ 企業債借入利率は、現在、低水準で推移しており、今後上昇することも考えられますが、過大計上とならないよう現時点で現実的に見込まれる利率として、地方公共団体金融機構の利率推移や実績等に基づき算定
- ⑩ 長期前受金戻入、減価償却費、資産減耗費、支払利息は、資本的収支予定額に伴う変動額で算定

イ 資本的収支

① 浸水対策整備事業費

- ・浸水対策は、現行の整備・更新基準による事業費により算定した収支計画から、全体収支バランスや限られた財源である一般会計繰入金等の状況を考慮し、投資の見直しや平準化を図って算定

② 雨水施設ストックマネジメント事業費

- ・多額の費用が伴う各雨水ポンプ場の機械設備等に係る更新は、更なる長寿命化（平準化）を見込むことが困難であることから、雨水ストックマネジメント計画に基づき算定

③ 汚水施設ストックマネジメント事業費

- ・管路やマンホールポンプ施設の更新は、下記⑤による計画的なカメラ点検・調査や汚水ストックマネジメント計画に基づき算定

④ その他の事業費（各種建設負担金等）

- ・令和3年度予算額をベースに同水準で算定

⑤ 汚水施設ストックマネジメント事業費（収益的支出）

- ・上記③に関連するカメラ点検・調査に係る委託費や、調査に伴う管路等の修繕費は、施設の機能を維持しつつ、費用を平準化して算定

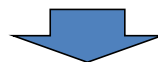
⑥ 国庫補助金（社会資本整備総合交付金）や企業債

- ・国の財政状況等により増額配分は難しいものの、過去5年間の配分額実績を基準として、国庫補助金額（補助対象事業費の50%）を算定
- ・企業債は、建設事業費から国庫補助金等を控除した額を全額計上

A表: 現行の整備・更新基準による事業費

(単位: 千円)

No.	事業費名	経営戦略策定期間（令和3年度～令和12年度）				令和5～12年度 平均	改め
		令和3年度	令和4年度	令和5～12年度	合計		
1	浸水対策下水道整備事業費（新設）	31,100	450,000	1,376,092	1,857,192	172,012	173,000
2	雨水施設ストックマネジメント事業費（更新）	16,100	309,750	2,318,117	2,643,967	289,765	290,000
3	汚水施設ストックマネジメント事業費（更新）	20,000	20,000	216,000	256,000	27,000	27,000
4	各種建設負担金や下水道未普及解消事業費（新設）等 建設改良費（合計）※人件費等除く	46,329	34,706	309,502	390,537	38,688	39,000
		113,529	814,456	4,219,711	5,147,696	527,465	529,000
5	汚水管渠費（収益的収支: カメラ調査・修繕）	60,000	114,300	952,500	1,126,800	119,063	120,000



B表: 投資の平準化等による事業費（変更箇所: 下線部）

(単位: 千円)

No.	事業費名	経営戦略策定期間（令和3年度～令和12年度）				令和5～12年度 平均	改め
		令和3年度	令和4年度	令和5～12年度	合計		
1	浸水対策下水道整備事業費（新設）	31,100	450,000	<u>648,092</u>	<u>1,129,192</u>	<u>81,012</u>	<u>82,000</u>
2	雨水施設ストックマネジメント事業費（更新）	16,100	309,750	2,318,117	2,643,967	289,765	290,000
3	汚水施設ストックマネジメント事業費（更新）	<u>18,200</u>	<u>0</u>	<u>56,000</u>	<u>74,200</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>
4	各種建設負担金や下水道未普及解消事業費（新設）等 建設改良費（合計）※人件費等除く	46,329	34,706	309,502	390,537	38,688	39,000
		111,729	794,456	3,331,711	4,237,896	416,465	418,000
5	汚水管渠費（収益的収支: カメラ調査・修繕）	<u>45,000</u>	<u>45,000</u>	<u>380,000</u>	<u>450,000</u>	<u>45,000</u>	<u>45,000</u>

表 6-1

(3) 一般会計繰入金の主な算定条件

- ・総務省の繰出基準に基づいて所要額を計上
- ・全体収支バランスを考慮し、支出面から収支均衡を図った事業費（(2)のB表）に係る財源として算定
- ・計画期間外に係る基準外繰入金については、令和11年度を上限として令和13年度以降を推計

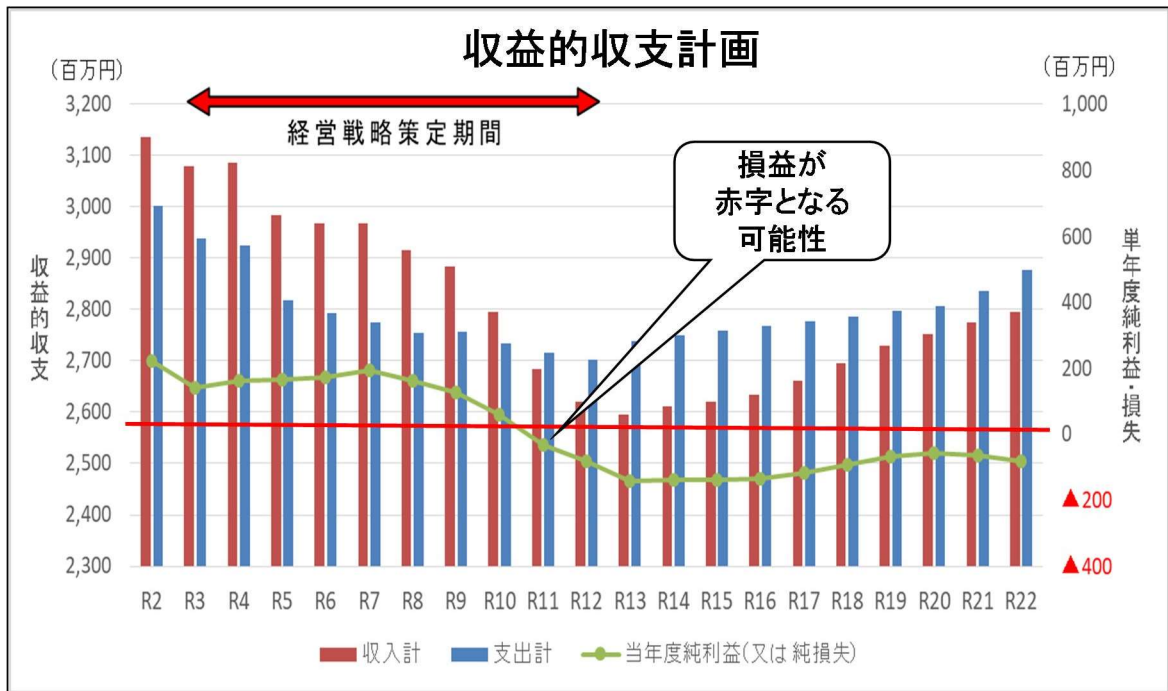
(4) 長期収支見通し

ア 支出面から収支均衡を図った収支計画

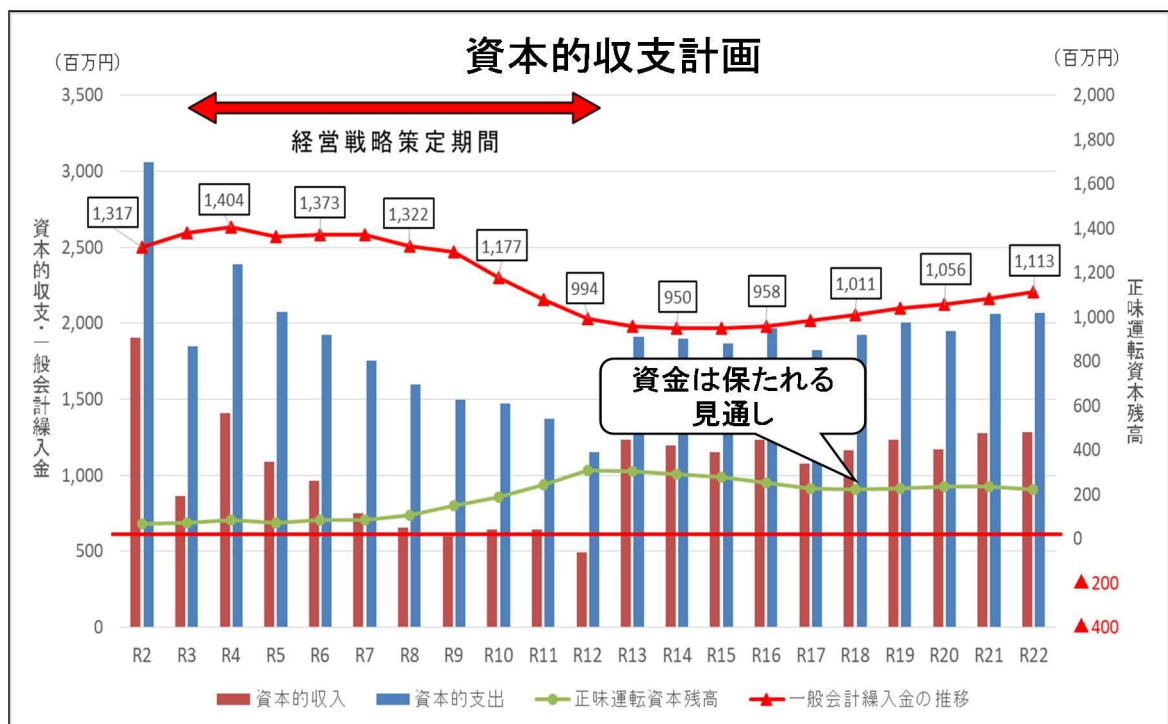
重要度・優先度を考慮し、投資の平準化を図った事業費((2)のB表)などにより、支出面から収支均衡を図った場合の見通しを算出したものです。

この結果、資金は保たれますが、経営戦略期間中の令和11年度には赤字に転じる可能性があります。

→その場合は、更なる投資の合理化や下水道使用料改定の検討が必要です。



グラフ 6-1



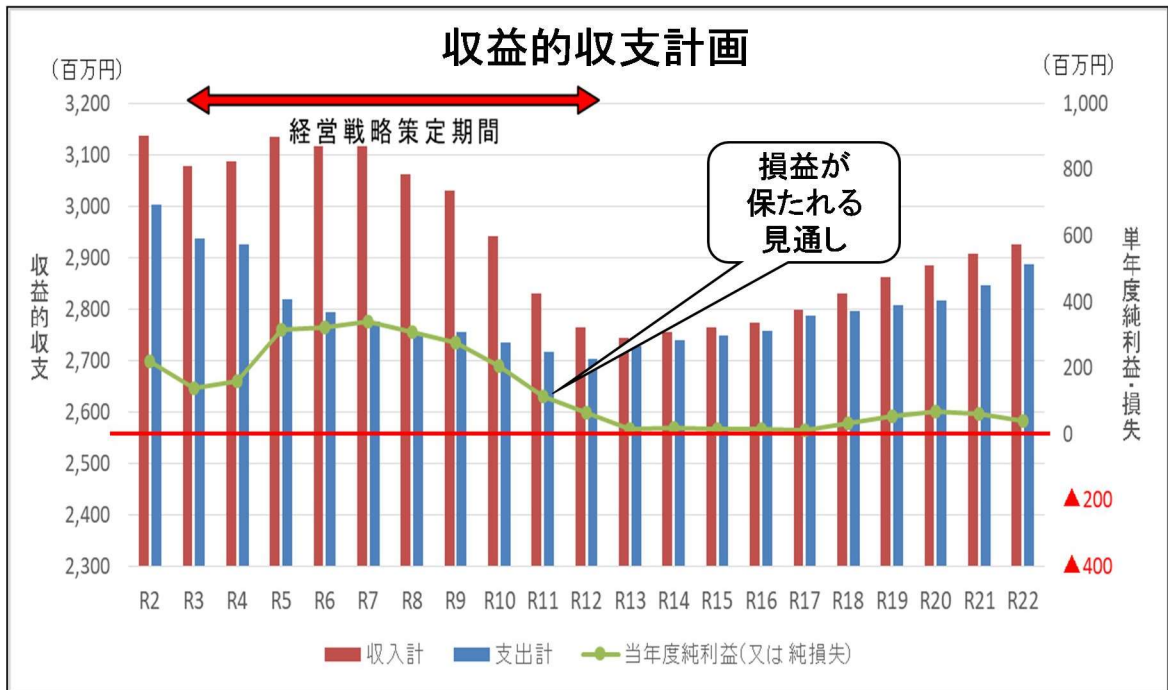
グラフ 6-2

イ 使用料改定を加味した収支計画

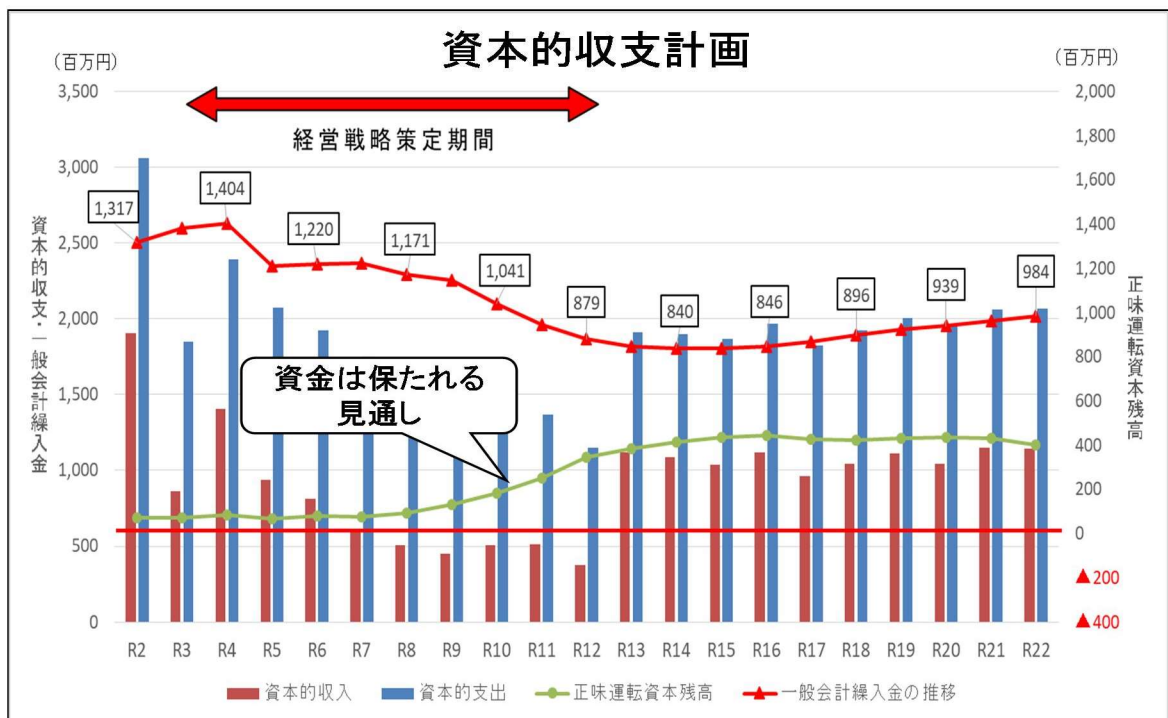
前段アにより支出面から収支均衡を図った場合の見通しに、令和5年度から使用料改定を実施した場合の推計を表わしたものです。

使用料改定にあたっては、経費回収率を100%と想定した場合の改定と推計しております。

この結果、経営戦略の計画期間中及び期間後の推移も、一定程度、収支が均衡に保たれております。



グラフ 6-3



グラフ 6-4

7 使用料の適正水準の検証等

(1) 使用料の適正基準の検証

公営企業会計への移行によって使用料の対象となる経費の基本的な考え方は変わりませんが、対象となる資本費が元金から減価償却費に変わり、引当金の計上など公営企業となることにより増加する経費があります。

また、対象経費に影響する仙塩流域下水道維持管理負担金は、1m³当たりの単価の上昇に伴い、負担する経費も増加する可能性があります。

本来、公営企業会計方式による使用料対象経費（雨水処理費を除いた汚水処理費）を、現行の使用料収入でどの程度回収できるかについて、総括原価方式により検証を行う必要がありますが、現段階においては、公営企業会計移行後の決算を迎えていないことから、明確な決算状況を把握する前の資産維持費などの算定が困難であるため、経費回収率を100%と想定した場合、どれくらいの使用料改定となるか検証を実施しました。

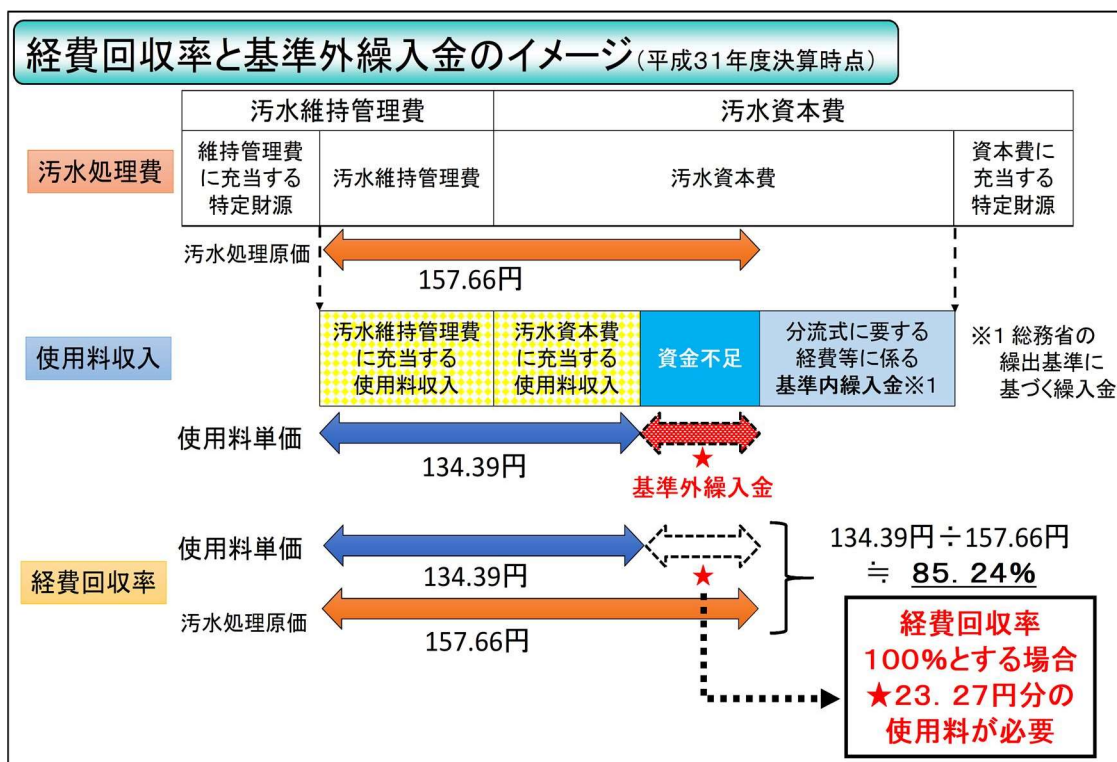


図 7-1

(2) 社会資本整備総合交付金の交付要件化

使用料の適正水準の検証にあたっては、国から補助金の交付要件項目として令和2年度から追加されたことに伴い、経費回収率の向上に向けて、今後引き続き検証していく必要があります。

8 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

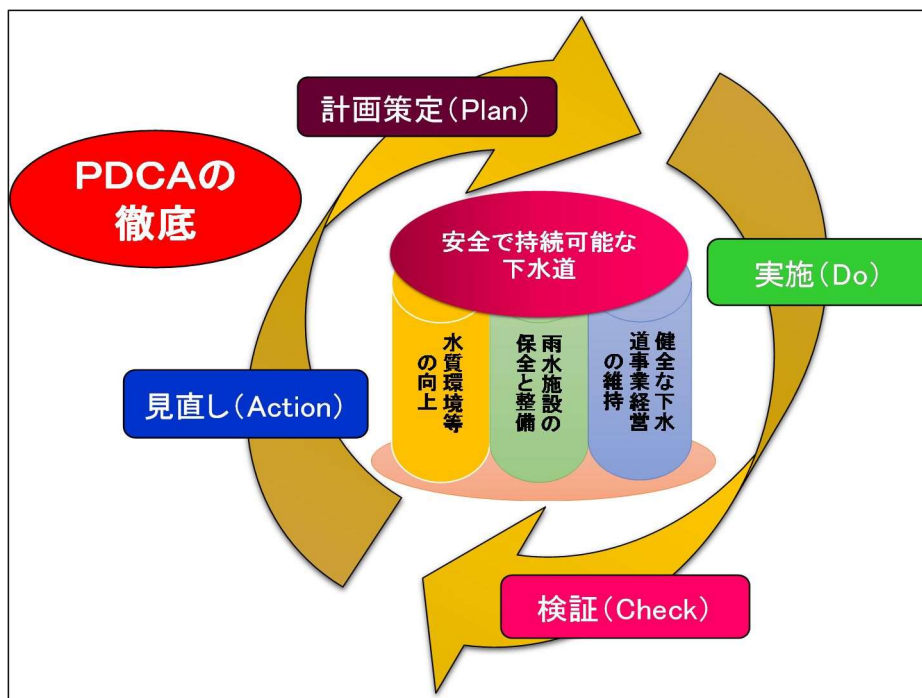
(1) 進捗管理

総務省では、経営戦略の各施策を着実に実施するに当たり、定期的に現状の進捗管理を行いながら、計画との著しい乖離がある場合には、その原因を調査し、対策を図ることとし、経営指標の算定による評価や効率化・経営健全化の取り組みに対する成果の確認を行います。

また、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変化したことが明らかになった場合には、計画の見直しを行い、計画と実績との乖離並びにその原因を分析するとともに改善策を検討することとします。

進捗管理にあたっては、毎年度の決算状況から収支実績や経費回収率などの経営指標による経営分析を行うとともに、基本方針に基づく具体的取組について進捗状況を確認のうえ3～5年間隔で経営戦略の見直し（ローリング）を行うこととします。

見直しにあたっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のPDCA サイクルを活用します。



(2) 情報公開・住民との連携

現在、上下水道部広報紙「SuiSui」や市ホームページ、SNSの活用において、下水道事業に関する情報を公開していますが、今後は、下水道事業運営や下水道使用料の仕組みなどをより一層ご理解いただくとともに、意見や要望を反映させて、利用者の視点に立った下水道事業を行っていきます。

6(1)投資・財政収支計画表

(単位:千円,%)

区 分		年 度	連番	R2 (最終補正額)	R3 (当初予算額)	R4	R5 事業開始 50年経過	R6	R7	R8	R9	R10 供用開始 50年経過	R11	R12
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1	1,786,681	1,769,468	1,746,359	1,715,895	1,705,462	1,712,852	1,668,010	1,625,652	1,580,587	1,547,856	1,511,522	
	(1) 使 用 料 収 入	2	762,440	749,291	740,706	737,965	733,194	728,080	725,060	724,008	719,711	716,929	714,044	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	3												
	(3) そ の 他	4	1,024,241	1,020,177	1,005,653	977,930	972,268	984,772	942,950	901,644	860,876	830,927	797,478	
	2. 営 業 外 収 益	5	1,349,348	1,309,197	1,339,825	1,268,618	1,262,029	1,255,996	1,247,557	1,257,669	1,214,971	1,137,092	1,108,253	
	(1) 補 助 金	6	62,358	138,800	171,930	149,924	148,668	143,174	142,820	157,027	123,687	55,765	35,319	
	他 会 計 補 助 金	7	62,048	123,300	146,514	133,924	132,668	127,174	126,820	141,027	107,687	39,765	19,319	
	そ の 他 補 助 金	8	310	15,500	25,416	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	9	1,282,722	1,165,551	1,157,897	1,108,696	1,103,363	1,102,824	1,094,739	1,090,644	1,081,286	1,071,329	1,062,936	
	(3) そ の 他	10	4,268	4,846	9,998	9,998	9,998	9,998	9,998	9,998	9,998	9,998	9,998	
	収 入 計 (C)	11	3,136,029	3,078,665	3,086,184	2,984,514	2,967,491	2,968,848	2,915,567	2,883,321	2,795,558	2,684,948	2,619,775	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	12	2,676,129	2,704,429	2,711,903	2,625,480	2,619,281	2,618,383	2,610,489	2,623,675	2,612,693	2,601,595	2,593,259	
	(1) 職 員 給 与	13	116,985	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	118,452	
	基 本 給	14	50,635	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	52,530	
	退 職 給 付 費	15												
	そ の 他	16	66,350	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	65,922	
	(2) 経 費	17	597,253	632,856	649,776	630,063	629,196	627,081	626,640	641,181	637,888	636,167	634,952	
	動 力 費	18												
	修 繕 費	19	10,618	30,756	33,829	33,829	33,829	33,829	33,829	33,829	33,829	33,829	33,829	
	材 料 費	20	1,535	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489	
	そ の 他	21	585,100	600,611	614,458	594,745	593,878	591,763	591,322	605,863	602,570	600,849	599,634	
	(3) 減 価 償 却 費	22	1,961,891	1,953,121	1,943,675	1,876,965	1,871,633	1,872,850	1,865,397	1,864,042	1,856,353	1,846,976	1,839,855	
2. 営 業 外 費 用	23	326,766	233,684	213,039	193,724	174,286	157,599	143,033	132,001	121,604	115,035	108,907		
(1) 支 払 利 息	24	243,139	210,019	187,587	165,487	145,511	128,752	115,504	104,282	93,089	86,208	80,081		
(2) そ の 他	25	83,627	23,665	25,452	28,237	28,775	28,847	27,529	27,719	28,515	28,827	28,826		
支 出 計 (D)	26	3,002,895	2,938,113	2,924,942	2,819,204	2,793,567	2,775,982	2,753,522	2,755,676	2,734,297	2,716,630	2,702,166		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	27	133,134	140,552	161,242	165,310	173,924	192,866	162,045	127,645	61,261	△ 31,682	△ 82,391		
特 別 損 益 (F)	28	96,627	1											
特 別 損 失 (G)	29	8,878	100	201	201	201	201	201	201	201	201	201		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	30	87,749	△ 99	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201	△ 201		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	31	220,883	140,453	161,041	165,109	173,723	192,665	161,844	127,444	61,060	△ 31,883	△ 82,592		
引 継 金、繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	32	240,016	69,254	72,668	84,757	71,563	85,052	84,778	106,719	147,769	187,935	156,052		
流 動 資 産 (J)	33	187,444	79,633	108,254	70,632	72,798	73,981	72,647	69,798	95,127	161,416	330,967		
う ち 未 収 金	34	66,559	66,941	66,174	65,929	65,503	65,046	64,776	64,682	64,298	64,050	63,792		
流 動 負 債 (K)	35	1,757,090	1,710,614	1,605,153	1,503,443	1,400,410	1,298,834	1,193,983	1,095,233	961,646	857,999	859,656		
う ち 建 設 改 良 費 分	36	1,652,622	1,560,365	1,516,046	1,424,244	1,323,234	1,211,559	1,190,411	1,045,968	932,287	828,545	808,545		
う ち 一 時 借 入 金	37													
う ち 未 払 金	38	39,351	38,958	24,529	24,529	24,529	24,529	24,529	24,529	24,529	24,529	24,529		
正 味 運 転 資 本 残 高	39	69,254	72,668	84,757	71,563	85,052	84,778	106,719	147,769	187,935	244,284	308,531		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	40													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	41	1,786,681	1,769,468	1,746,359	1,715,895	1,705,462	1,712,852	1,668,010	1,625,652	1,580,587	1,547,856	1,511,522		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100) (N)	42													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	43													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	44													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 業 の 規 (P)	45													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100) (P)	46													

6(1)投資・財政収支計画表

(単位:千円)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
		連番		(最終補正額)	(当初予算額)		事業開始 50年経過					供用開始 50年経過			
資本的 収入	1. 企業債	1		989,500	593,000	783,700	583,100	456,500	302,000	248,438	218,800	255,100	253,200	188,900	
		うち資本費平準化債	2		387,800	421,600	287,000	208,500	101,100	8,600					
	2. 他会計出資金	3		92,384	85,452	109,646	109,646	115,400	119,245	112,646	112,646	119,154	121,013	120,683	
		3. 他会計補助金	4		138,535	152,673	142,653	142,653	152,653	141,653	139,653	139,653	89,653	88,653	56,653
	4. 他会計負担金	5													
		5. 他会計借入金	6												
	6. 国(都道府県)補助金	7		457,690	30,000	371,000	252,500	237,500	189,500	152,738	129,500	176,500	182,500	125,500	
		7. 固定資産売却代金	8												
	8. 工事負担金	9		1,205	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	
		9. その他	10		224,622										
	計	(A)	11		1,903,936	862,376	1,408,250	1,089,150	963,304	753,649	654,725	601,850	641,658	646,617	492,987
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	12											
		純計 (A)-(B)	(C)	13		1,903,936	862,376	1,408,250	1,089,150	963,304	753,649	601,850	641,658	646,617	492,987
資本的 支出	1. 建設改良費	14		1,420,533	140,638	805,182	568,182	513,707	442,182	368,657	322,182	416,182	428,182	314,182	
		うち職員給与費	15		27,966	26,853	26,853	26,853	26,853	26,853	26,853	26,853	26,853	26,853	
	2. 企業債償還金	16		1,638,900	1,703,649	1,581,656	1,500,624	1,408,914	1,305,881	1,224,305	1,169,454	1,050,704	937,117	833,470	
		3. 他会計長期借入返還金	17												
	4. 他会計への支出金	18													
		5. その他	19		3,555	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
計	(D)	20		3,062,988	1,848,287	2,390,838	2,072,806	1,926,621	1,752,063	1,596,962	1,495,636	1,470,886	1,369,299	1,151,652	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	21		1,159,052	985,911	982,588	983,656	963,317	998,414	942,237	893,786	829,228	722,682	658,665
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	22		679,169	797,570	795,778	778,269	778,270	780,026	780,658	783,398	785,067	697,415	640,080
2. 利益剰余金処分額		23		151,629	137,039	148,952	178,302	160,235	192,939	139,903	86,394	20,894			
3. 繰越工事資金及び引継金		24		240,016											
4. 消費税資本的収支調整額		25		88,238	51,302	37,858	27,085	24,812	25,449	21,676	23,994	23,267	25,267	18,585	
計	(F)	26		1,159,052	985,911	982,588	983,656	963,317	998,414	942,237	893,786	829,228	722,682	658,665	
	補填財源不足額	(E)-(F)	27												
	他会計借入金残高	(G)	28												
企業債残高	(H)	29		16,374,404	15,263,756	14,506,292	13,653,619	12,739,318	11,794,336	10,916,160	10,049,962	9,396,052	8,802,316	8,264,375	



©2020 Pokémon. ©1995-2020 Nintendo/Creatures Inc. /GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

多賀城市下水道事業経営戦略

発行年月 令和3年3月

多賀城市上下水道部

〒985-0873 宮城県多賀城市中央二丁目25番7号

電話：022-368-1141（代表）

FAX：022-368-3114

E-mail suido@city.tagajo.miyagi.jp